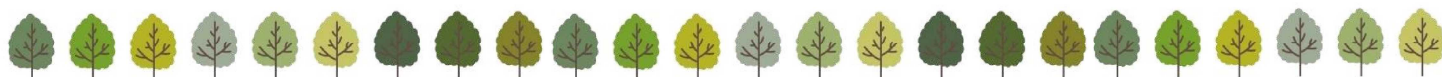


曾於市森林環境譲与税 事業実施計画



令和4年3月

鹿児島県 曾於市



目次

1	はじめに	
1-1	曾於市森林環境譲与税事業実施計画とは	1
1-2	“森林環境譲与税”とは	4
2	曾於市の森林・林業の現状と課題	
2-1	曾於市の位置・地勢	9
2-2	曾於市の森林資源の現状	10
2-3	曾於市における森林経営管理の現状	12
2-4	曾於市における生産基盤の整備状況	15
2-5	森林に期待されている公益的機能の現状	16
2-6	曾於市における森林、林業の課題	18
3	森林環境譲与税の活用方針	
3-1	森林環境譲与税の活用方針	19
3-2	森林環境譲与税の活用計画（全体計画（案））	23
3-3	森林環境譲与税の年度別の事業予算（案）	25
4	森林環境譲与税の活用計画	
4-1	森林管理	27
4-2	生産基盤整備	29
4-3	森林整備	30
4-4	担い手育成・木育事業	33
4-5	木材利用促進	35

巻末資料

- 1 森林環境譲与税の使途事例（他自治体）
- 2 森林環境譲与税の取組状況についての報告
- 3 曾於市 意向調査アンケート事例

1 はじめに

1-1 曾於市森林環境譲与税事業実施計画とは

(趣旨)

曾於市森林環境譲与税事業実施計画（以下、「本計画」という）は、曾於市に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう森林経営管理法に基づく措置及びその他必要な措置を講ずるための方針を示すものです。

(策定の背景・策定の目的)

曾於市の総面積の59%を占める森林は、木材生産機能のみならず、豊かな水を育む水源涵養（かんよう）機能や土砂災害防止、生物多様性保全、文化・レクリエーション形成など、市民の生活に密接に関係するかけがえのない資産となっています。

こうしたことから、相互に関連する森林・林業・木材産業のあるべき姿の実現には、森林・林業・木材産業関係者だけでなく、森林の有する多面的機能の恩恵を受ける市民の理解を深めながら長期的視点に立って取り組む必要があります。

曾於市の森林資源の活用に関して最も大きな課題は、その大半が主伐期を迎えており、「伐って、使って、植える」という森林資源の循環利用を進める必要があるという点です。

しかしながら、多くの森林は小規模零細であるため、所有者の林業経営意欲も低下しており、必ずしも、「伐って、使って、植える」がバランスよく実施されているとは言えません。

また、林業従事者不足と高齢化も顕在化しており、林業の担い手の確保も至急の課題のひとつです。

その一方で、「意欲と能力のある林業事業体」は事業拡大の意向はあるものの事業地の確保が困難になっているという現実もあります。森林所有者と林業経営者のミスマッチを解消し、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を図るため新しい体制づくりを行うことも課題のひとつです。

こうした森林・林業に係る課題は、曾於市のみならず全国的な課題であります。

それ故、平成30(2018)年5月に成立した**森林経営管理法（詳細は2頁参照）**を踏まえ、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理、そして、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、令和元(2019)年度から全国市町村を対象とし、**「森林環境譲与税」（詳細は4頁以降参照）の譲与**が開始されています。

本計画は、こうした社会背景を踏まえ、曾於市が目指すべき森林の姿と林業・木材産業振興の基本的な指針及び、長期的な視点に基づく、森林環境譲与税の活用方針を示すものです。

1 はじめに

（森林経営管理法）

森林経営管理法は、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るために、市町村を介して林業経営の意欲の低い森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行う仕組みを構築することを目的としています。

森林経営管理制度の仕組み



森林経営管理制度のパフレット（林野庁・森林利用課 森林集積推進室）

図1 森林経営管理制度の仕組み

1 はじめに

(曾於市の他の諸計画との関係)

本計画は、曾於市の最上位計画である「第二次曾於市総合振興計画」に基づく、諸計画のうち、森林・林業に係る計画と整合をとりながら、曾於市内の適切な森林施業の実施により、森林の公益的機能が十分に発揮される健全な森づくりを円滑・効率的に展開するため、曾於市が目指すべき森林の姿と林業・木材産業振興の基本的な指針及び、長期的な視点に基づく、森林環境譲与税の活用方針を示すものです。

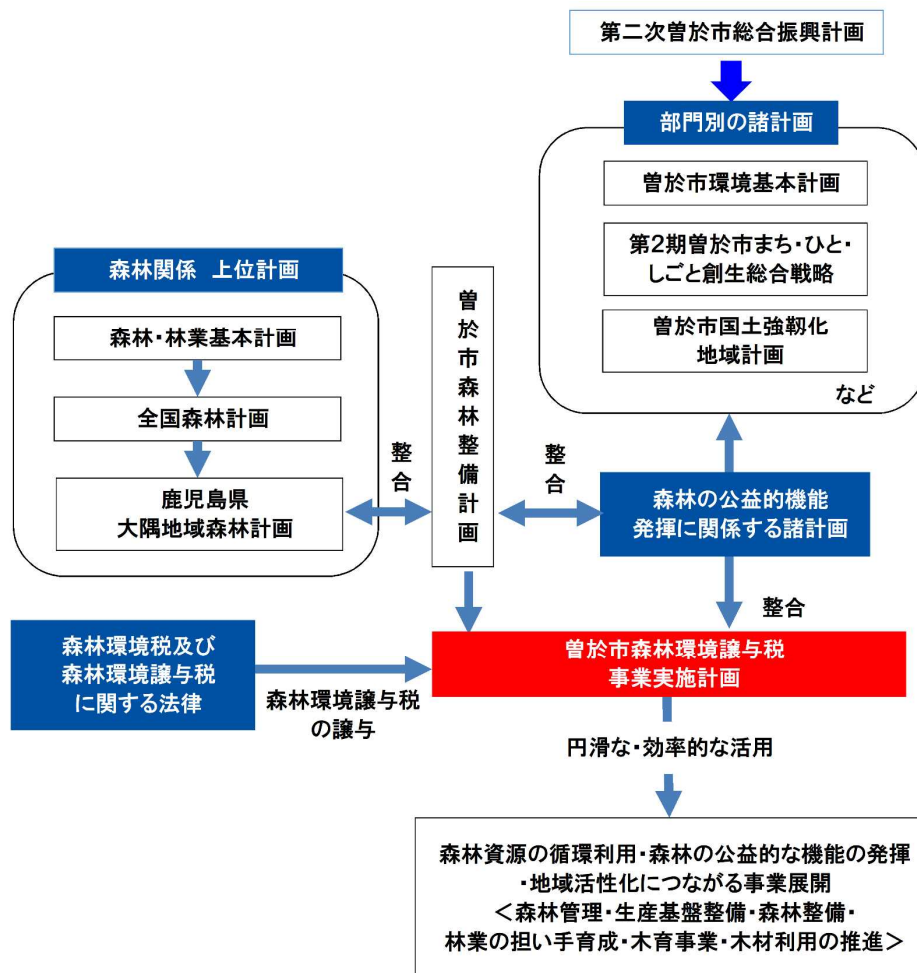


図2 本計画と他の計画との関係

(対象森林)

本計画で対象とする森林とは、森林法第5条に規定された森林です。

(対象期間)

対象計画期間は、森林の整備と保全に関する方針などを定めている曾於市森林整備計画（平成30年4月1日～平成40年3月31日）との整合を考慮し、また、森林環境譲与税の譲与開始年：令和元年度を踏まえて、下記の事業計画の期間を分け、各事業期間の最終年度に事業計画の見直しを行います。

なお、社会情勢の変化、森林環境譲与税の譲与額の見直しがあった場合には、下記の事業計画の期間内においても、事業計画の見直しを行います。

- | | | |
|-------------------|---|-------------------|
| 第1期：令和元年度～令和4年度 | ／ | 第2期：令和5年度～令和9年度 |
| 第3期：令和10年度～令和14年度 | ／ | 第4期：令和15年度～令和19年度 |

1 はじめに

1-2 “森林環境譲与税”とは

（森林環境譲与税の創設）

平成31(2019)年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立しました。これにより、「森林環境税」（令和6(2024)年度から課税）及び「森林環境譲与税」（令和元(2019)年度から譲与）が創設されました。

（森林環境税創設の趣旨）

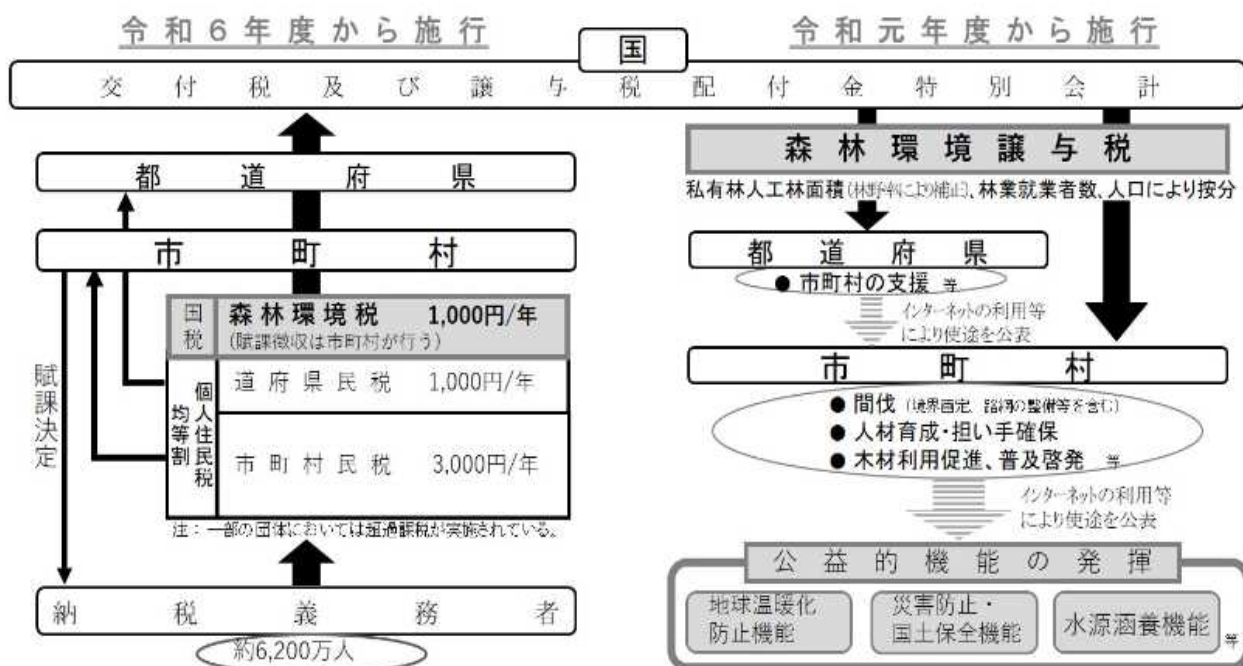
森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっています。

このような現状の下、平成30(2018)年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税が創設されました。

（森林環境税・森林環境譲与税の仕組み）

「森林環境税」は、令和6(2024)年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収することとされています。

また、「森林環境譲与税」は、喫緊の課題である森林整備に対応するため、「森林経営管理制度」の導入時期も踏まえ、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を原資に、令和元(2019)年度から譲与が開始されています。



林野庁HP : https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jouyousei.html

図3 森林環境税と森林環境譲与税の概況

1 はじめに

（「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」の一部改正と曾於市への譲与額）
令和2（2020）年3月，災害防止・国土保全機能強化等の観点から，森林整備を一層促進するために，「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」の一部が改正されました。

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの各年度における森林環境譲与税について，地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し，交付税及び譲与税配付金特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で，森林環境譲与税の譲与額を前倒しで増額することとなりました。

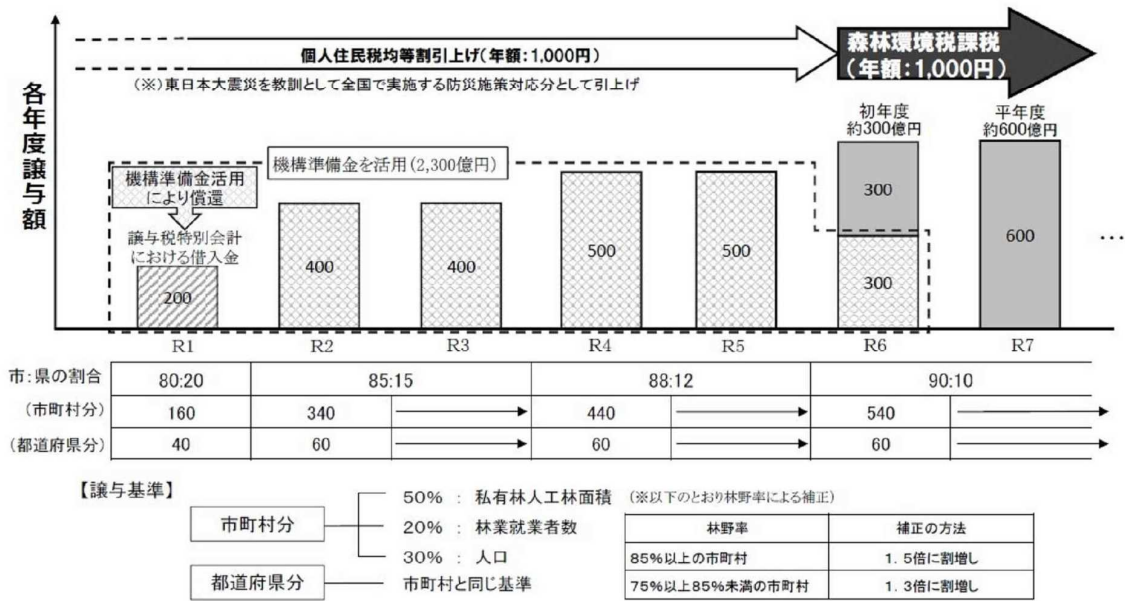
市町村や都道府県に対して，私有林人工林面積，林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されています。曾於市への今後の森林環境譲与税の譲与額は概ね，下記に示す通り想定されています。

表1 曾於市への今後の森林環境譲与税の譲与額(計画)

単位: 千円

年度	譲与額	年度	譲与額
令和元年	24,560	令和9年	82,893
令和2年	52,192	令和10年	82,893
令和3年	52,192	令和11年	82,893
令和4年	65,641	令和12年	82,893
令和5年	65,641	令和13年	82,893
令和6年	82,893	令和14年	82,893
令和7年	82,893	令和15年	82,893
令和8年	82,893		

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定。
- 令和6年度までの間は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)



林野庁HP : https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/kankyousei_jouyousei.html

図4 森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準

1 はじめに

(森林環境譲与税の使途)

森林環境譲与税は、市町村においては、「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされており、「(1)森林整備」、「(2)人材育成・担い手確保」、「(3)木材利用促進」、「(4)普及啓発」などに活用されることが想定されています。

(1) 森林整備

- ①市町村が一定期間、経営管理を行う私有林の保育、間伐等の**森林の施業**、及び施業に必要な**路網の整備**
- ②森林所有者からの寄付等により市町村が取得した**公有林の整備**
- ③公益的機能が著しく低下した**森林の市町村代執行による整備**
- ④管理放棄され整備・保全を担う者がいない**里山林の整備**、**侵入竹の伐採除去活動**、**森林化が進行した荒廃農地の整備**
- ⑤上記の①～④の活動等に必要となる**林地境界の明確化**
- ⑥森林所有者の意向確認（**意向調査**、**説明会等の開催**）
- ⑦森林経営管理制度の円滑な運用に向け、**森林GISを活用し、森林情報、及び関連情報の一元管理**の実施。また、高精度GNSS情報を活用した現地測位、及び森林情報を現地で確認可能とする**タブレット型森林GIS**の導入。
- ⑧森林整備の低コスト化を目指し、**高性能林業機械**の導入前の動作性や作業効率について実証するとともに、導入を推進するため**購入費やレンタル費等の支援**

(2) 人材育成・担い手確保

- ①林業への就業を希望する者に対する実践的・体系的な**研修の実施**
- ②林業に興味のある一般の方を対象としたチェーンソーによる伐採などの**研修の実施**
- ③林業労働災害の防止、安全向上を目的とした**研修施設やトレーニング機材の整備**、**安全装備（防護衣等）への支援**
- ④上記の研修など一体となって取り組む、**地域への移住支援**
- ⑤市町村の森林・林業施策担当者に対して、実施遂行上必要となる**知識・情報などの修得のために行う研修**

※林野庁「新たな森林経営管理制度及び森林環境譲与税（仮称）に関する執務参考資料」（平成30年3月）を参考とし、最新情報を加えて作成

1 はじめに

(3) 木材利用促進

- ①木造公共建築物や多数の人が利用する**木造民間施設の整備，内装の木質化**
- ②①を行う**民間事業者への補助**
- ③公共施設の**燃料としての地域の木材の調達・利用**
- ④小中学校等における**木製机・木製椅子の整備**，乳幼児等を対象とし**木製遊具の提供**
- ⑤地域産材をはじめとする木材利用の促進を図ることを目的とし，**林業機械及び木材加工機械の導入又は更新，木材加工場等整備**に係る購入費用・レンタル費用を支援 **等**

(4) 普及啓発

- ①林業体験や森林観察，森林の機能の学習，木工体験などの**木にふれる機会の提供**
- ②樹林地（都市公園，港湾緑地，道路環境施設帯などの施設緑地を除く）において行うボランティア団体等による**植樹，育樹活動**
- ③森林整備や木材利用を通じた**都市と山村が連携した取組** **等**

※林野庁「新たな森林経営管理制度及び森林環境譲与税（仮称）に関する執務参考資料」（平成30年3月）を参考とし，最新情報を加えて作成

譲与税活用により，山村地域のこれまで手入れが十分に行われてこなかった森林の整備が進展するとともに，都市部の市区等が山村地域で生産された木材を利用することや，山村地域との交流を通じて森林整備に取り組むことで，都市住民の森林・林業に対する理解の醸成や，山村の振興等につながることが期待されます。

事業については，地域の実情に応じて，法令の定める予定の範囲で幅広く弾力的に実施することが規定されています。

曾於市においても，規定に適合した方針で活用する計画です。

1 はじめに

（森林環境譲与税の使途の公表）

森林環境譲与税の使途については、適正な使途に用いられることが担保されるように、市町村等は、インターネットの利用等により使途を公表しなければならないこととされています。

曾於市においても、下記に示す（令和2年度の事例）とおりに曾於市HPにおいて使途を公表しています。

産業・ビジネス

入札・契約

雇用就職

農林業

農業委員会総会議事録

農業委員会だより

伐採および伐採後の造林の届出について

森林の土地の所有者届出について

曾於市新規就農者支援対策事業について

後継者等結婚祝金について

商工業

企業・起業

企業立地ガイド

工業団地

環境・廃棄物

畜産について

社会福祉法人

南九州畜産獣医学拠点事業

森林環境譲与税使途公表

ツイート

森林環境譲与税の目的について

令和元年度から森林環境譲与税が譲与開始となり、森林整備の間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等に活用することにより、林業振興および山村振興を図ることを目的としています。

使途の公表について

森林環境譲与税は使途の公表が義務となっております。また、県においては「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に充てることとされています。

なお、適正な使途に用いられることが担保されるように森林環境譲与税の使途については、市は、インターネット等により使途を公表しなければならないこととされています。

（関係法令）

- ・森林環境税および森林環境譲与税に関する法律

第34条3項 市町村および都道府県の長は、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく、森林環境譲与税の使途に関する事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

曾於市への譲与額

・令和2年度 52,192千円

活用事業

令和2年度の主な事業

【森林整備・森林管理】

- ・手入れ不足が懸念される山林所有者に対して意向調査を実施
- ・造林未済地・意向調査森林調査のため、会計年度任用職員を配置
- ・下刈り省力化のためのアタッチメント購入費に対して補助金を交付

【担い手・人材育成】

- ・造林、下刈り等の作業員確保のため、補助金を交付（一日当たり3,000円）
- ・就業希望者に対して、林業の基礎知識、必要な資格が取得できる林業就業支援講習を委託

※詳細については、添付ファイルのとおりです。

関連資料

[令和2年度森林環境譲与税使途](#) (90KB)

曾於市HP https://www.city.soo.kagoshima.jp/sangyou_business/nourinngyou/2020-0911-1530-57.html

図5 曾於市の森林環境譲与税の使途公表の状況

2 曾於市の森林・林業の現状と課題

2-1 曾於市の位置・地勢

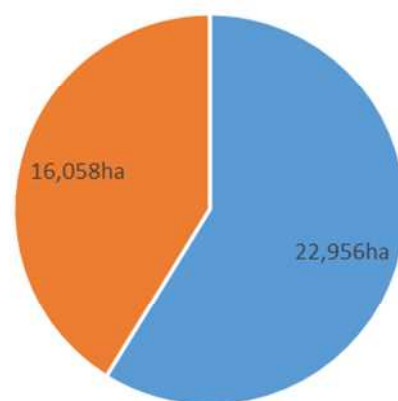
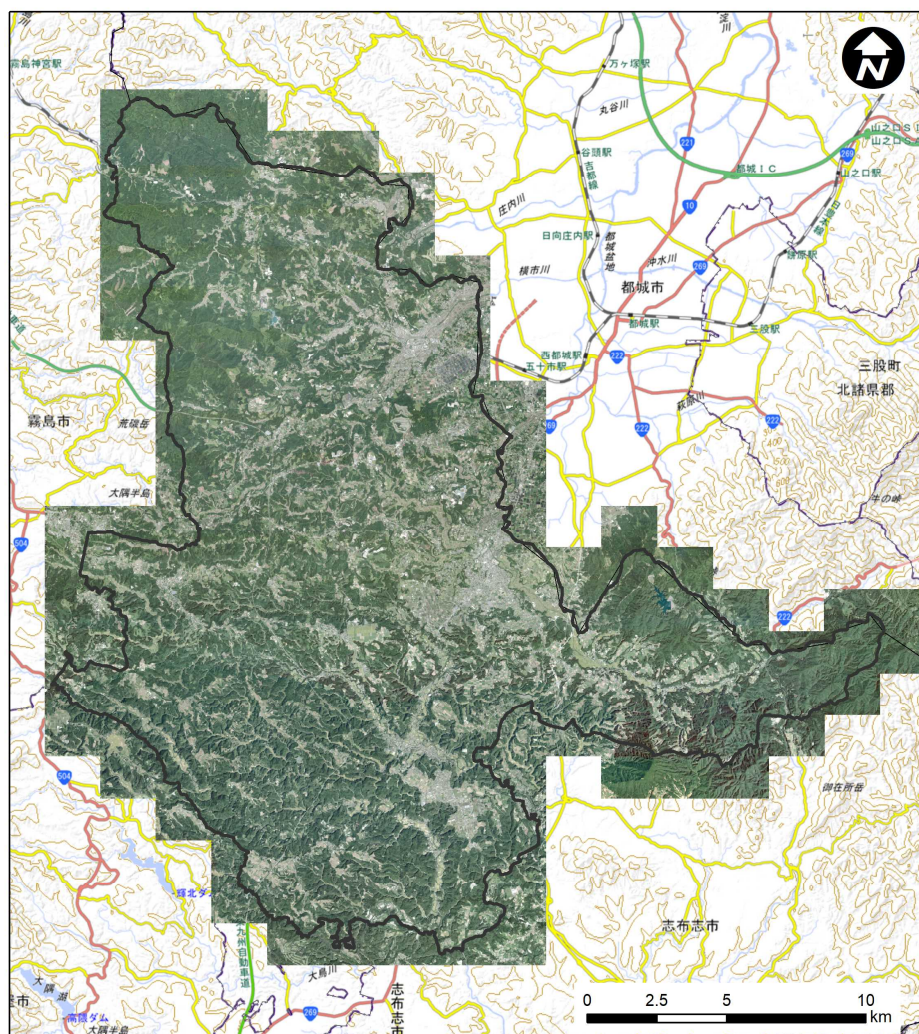
曾於市は、鹿児島県の東部を形成する大隅半島の北部に位置し、宮崎県都城市、志布志市、霧島市、鹿屋市、曾於郡大崎町に接しています。

市の面積は、390.14km²で、鹿児島県の総面積9,187km²の4.3%を占めています。

曾於市の広域交通網は、市の中央部を東西に国道10号、南北に国道269号が走り、南西部には東九州自動車道、東部には地域高規格道路が整備中で、宮崎県の中核都市である都城市まで約15分、志布志港まで約30分、鹿児島空港・宮崎空港まで約1時間の圏域にあります。また、JR日豊本線が市の北部を東西に横断し、流通や情報発信の拠点として期待されています。

曾於市の北部地域は、大淀川支流域に開け、都城盆地の一角をなし、南部は菱田川流域に広がる地域となっており、全体的には起伏の多い台地となっています。地質の大部分がシラスやボラなどの火山灰土壌からなっています。また、曾於市は自然環境にも恵まれ、花房峡、大川原峡、大鳥峡などの景勝地が点在しています。

土地利用についてみると、森林が総面積の59.0%を占めています。



■ 林野面積 ■ 林地以外面積

2020年農林業センサスより

図6 曾於市の概況

2 曾於市の森林，林業の現状と課題

2-2 曾於市の森林資源の現状

(民有林の内訳)

曾於市の民有林面積（国有林を除く範囲）は，19,319haで，このうち74.1%にあたる14,314haが先人の努力により植栽，保育されてきた人工林で占められています。

大隅地区全体と比較すると，曾於市は人工林が占める割合が高い一方，天然林が占める割合が低い傾向にあります。

表2 民有林の内訳

単位 面積:ha, 比率:%

区分	合計	人工林	天然林	竹林	無立木地	更新困難地
大隅地域 9市町合計	83,860	50,676 60.4%	27,594 32.9%	2,431 2.9%	2,841 3.4%	318 0.4%
曾於市	19,319	14,314 74.1%	3,339 17.3%	493 2.6%	1,156 6.0%	16 0.1%

注)総数と内訳が一致しないのは、四捨五入・端数処理によるもの

大隅地域9市町

(曾於市・志布志市・大崎町・鹿屋市・垂水市・東串良町・錦江町・南大隅町・肝付町)

出典:『大隅地域森林計画書(大隅森林計画区)』(鹿児島県, 平成30年)

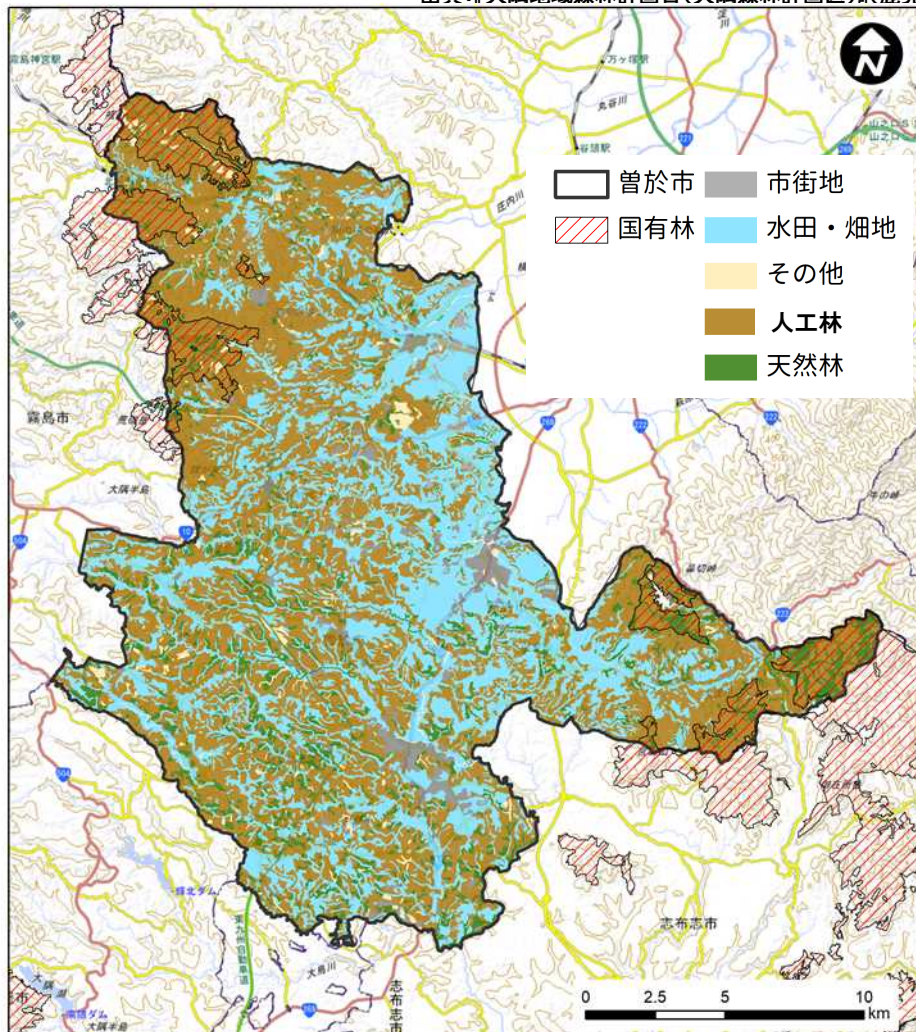


図7 森林の土地利用概況

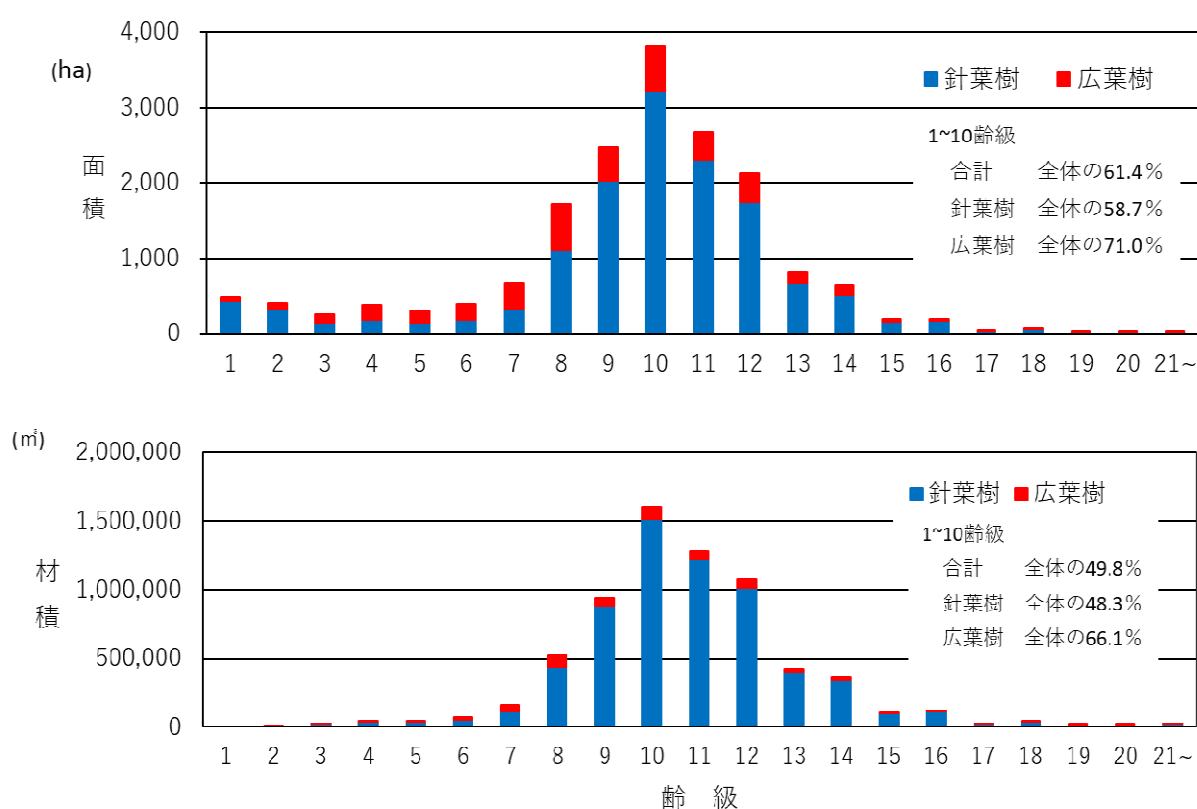
2 曾於市の森林，林業の現状と課題

（森林資源）

曾於市は地位指数でみると、高評価の林地（生産力が大きいと評価される）区域が大半を占めています。傾斜条件についても施業しやすい、緩やかな林地が大半を占めています。

それ故、曾於市は昭和53（1978）年から鹿児島県が推奨し、進められた「ミゾコ運動」のモデルになるなど、県内でも林業先進地として生産基盤整備も先行して行われ、他地域よりも早くから路網整備が進んだ地域でもあります。

林地生産性が高く、傾斜が緩く施業もしやすい、林地アクセスもしやすいといった木材生産には適した条件がそろった林地は、戦後に植林されました。それ故、現在、標準伐期である樹齢35年を上回る立木が広域に広がっており、資源を有効活用すると同時に、循環利用に向け計画的な伐採、再造林が進められることが望まれています。



齢級：ある一定の幅に、林齢を括ったもの。一般的に齢級の幅は、5か年。

（例：1年生から5年生までを1齢級、6年生から10年生までを2齢級として表示する）

出典：曾於市資料

図8 曾於市の人工林の齢級別面積及び材積量（平成29年時点）

ミゾコ運動 とは？

人工林施業の伝統的な林業先進地に見られるような、木材の生産から流通・加工・販売まで一貫した体制、いわゆる、川上から川下にいたる木材の流れをつくるべく、まず、小さいミゾ（小さな流れ＝溝）を塊とし、「ミゾコ」から小川、大川へと流していくために、「ミゾコ」の掘り起こし＝集落除間伐からはじめよう!! と展開された除間伐の推進に係る昭和53年から開始された鹿児島県の県民運動

2 曾於市の森林，林業の現状と課題

2-3 曾於市における森林経営管理の現状

(人工林の森林経営状況)

曾於市の人工林の経営規模についてみると，経営規模1～3ha未満の小規模な山林を所有する山林所有者が79.4%を占めています。この傾向は大隅地域全体でもみられます。また，曾於市の森林経営計画の認定状況についてみると，大隅地域全体と比較すると，策定済みの林地の割合は高いものの，46.5%に留まっているのが実状です。

効率的な林業経営を実現するためには，隣接する小規模林地，立地環境，施業内容（樹種，林齢など）の類似した林地を集積し，小流域単位など，ある程度まとまった単位で森林経営計画を策定するなど，各種施業の効率的な取り組み・推進が望まれます。

表3 人工林 経営規模別の内訳

単位：戸

区分	総数	1～3ha 未満	3～5ha 未満	5～10ha 未満	10～50ha 未満	50ha 以上
大隅地域 9市町合計	6,229	5,002 80.3%	754 12.1%	345 5.5%	125 2.0%	3 0.0%
曾於市	2,203	1,750 79.4%	280 12.7%	126 5.7%	45 2.0%	2 0.1%

大隅地域9市町

（曾於市・志布志市・大崎町・鹿屋市・垂水市・東串良町・錦江町・南大隅町・肝付町）

出典：『大隅地域森林計画書（大隅森林計画区）』（鹿児島県，平成30年）

表4 森林経営計画の認定状況

単位 面積：ha

区分	面積	備考
大隅地域 9市町合計	24,428 29.1%	私有林全面積 ：83,896ha
曾於市	8,977 46.5%	私有林全面積 ：19,327ha

大隅地域9市町

（曾於市・志布志市・大崎町・鹿屋市・垂水市・東串良町・錦江町・南大隅町・肝付町）

出典：『大隅地域森林計画書（大隅森林計画区）』（鹿児島県，平成30年）

2 曾於市の森林，林業の現状と課題

（人工林の施業の現状：近年の動向）

人工林施業の近年の傾向についてみると，伐採届件数，伐採届面積とも顕著な増加がみられています。造林計画面積も増加してはいるものの，再造林率は長期にわたって50%以下となっており，伐採に対して造林が追い付いていない，適正な森林整備が行われていない状態が続いています。

そこで，曾於市では，適切な森林施業及び誤伐等の防止を図ることを目的として，曾於市「伐採及び伐採後の造林の届出書に関する取扱要領」を定め，平成31年4月1日から施行されました。

その結果，令和元年には伐採届件数，伐採届面積とも減少に転じましたが，令和2年と平成24年を比較すると，伐採届件数で3倍，伐採届面積でも2倍以上となっています。

伐採後は再造林するという，適正な森林施業の促進，誤伐等の防止を図るための森林パトロール及び山林所有者への指導の徹底が今後とも望まれます。

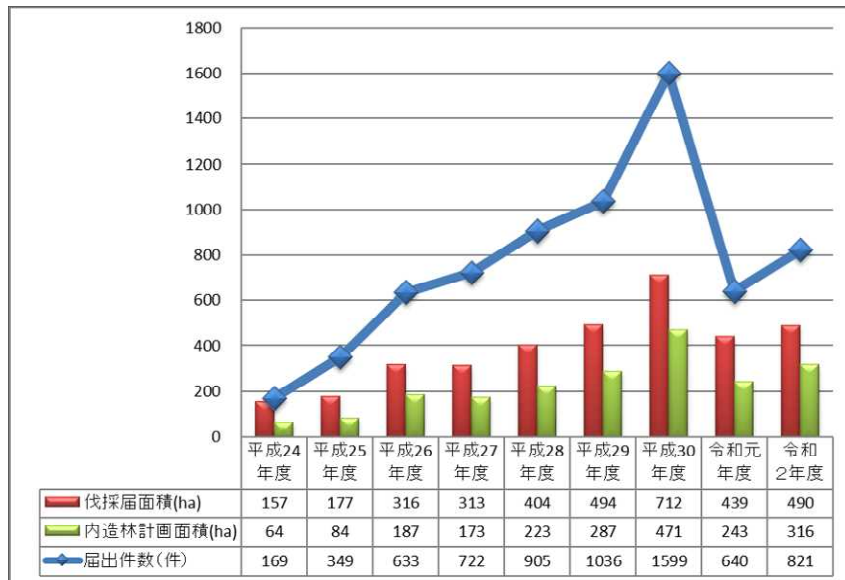


図9 曾於市の伐採届出状況



図10 曾於市の再造林率の推移

2 曾於市の森林，林業の現状と課題

（再造林が進まない背景①：林業従事者の不足）

曾於市において伐採を担う素材生産事業者は約70事業者あり、さらに近年、土木工事や建築工事等の林業以外の事業者が新規参入してくる事例もあります。素材生産は、伐採した原木が収入に直結しやすく、機械で担える作業が少なくありません。

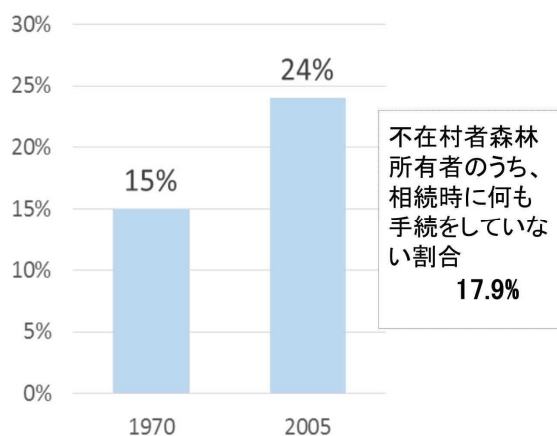
その一方で、造林施業は、植林や下刈り、枝打ちなど、機械で担うことが難しい作業が多く、マンパワーに頼らざるを得ない中で、労働環境が過酷と言われており、その作業員の確保が非常に難しいと言われているのが現状です。

適切な林業施業が行われていない状態が続いていることを鑑みると、**再造林施業の実施事業者の支援事業（労働支援、高性能林業機器購入・レンタル費の支援）の導入が望まれます。**

（再造林が進まない背景②：山林所有者情報の未整備，山林所有者への森林管理の責務に関する未周知）

全国的な問題ではありますが、過疎化や少子高齢化が進む中、相続に伴う所有権の移転登記がなされていないことなどにより、森林所有者の一部が不明な森林（共有者不明森林）や森林所有者の全部が不明な森林（所有者不明森林）が散見されます。また、森林管理に関する山林所有者の責務について、十分な周知ができていない中、再造林を含め、森林管理について協力が得られない場合が少なくありません。

山林所有者情報の整備，山林所有者への森林管理の責務に関する周知と伐採・再造林の協力依頼など，森林パトロール，森林所有者意向調査など通じて，進める必要があります。



資料：農林水産省「農林業センサス」
国土交通省（H23 農地・森林の不在村所有者に対するインターネットアンケート）
注1：不在村者とは、森林所有者であって、森林の所在する市町村の区域に居住、または事業所を置く者以外の者。
注2：国土交通省の調査時点では、森林法に基づく森林の土地の所有者の届出制度は未施行。

表5 地籍調査での登記簿上の所有者不明(全国)

宅地	農用地	林地	合計
19.3%	19.0%	28.2%	22.2%

資料：国土交通省（平成29年度地籍調査における土地所有者等に関する調査）
注：ここでの「所有者不明」としては、登記簿上の登記名義人（土地所有者）の登記簿上の住所に、調査実施者から現地調査の通知を郵送し、この方法により通知が到達しなかった場合を計上。

図11 不在村者保有の森林面積の割合(全国)

2 曾於市の森林，林業の現状と課題

（林業従事者の状況）

曾於市森林組合の作業班員の年齢構成をみると、50歳以上が全体の53.0%を占めており、特に、60歳以上が34.9%で、林業従事者の高齢化が顕在化しています。この傾向は大隅地域全体でも同様です。

近年、林業就業支援講習会を開催（詳細は後述）してきました。その成果として、UIターンの30歳未満の林業就業実績もあり、移住促進及び地域活性化にもつながっています。今後とも、**林業就業支援講習会の開催などを通じた若い世代の人材確保につとめるとともに、労働環境が厳しいと知られる既林業従事者への支援も充実していく必要があります。**

表6 森林組合作業班員の年齢別構成

単位 人数：人

区分	森林組合数	30歳未満		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60歳以上		合計	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
大隅地域9市町合計	4	30 17.6%	—	19 11.2%	1 9.1%	23 13.5%	4 36.4%	42 24.7%	4 36.4%	56 32.9%	2 18.2%	170	11
曾於市	1	14 18.7%	—	11 14.7%	1 12.5%	9 12.0%	4 50.0%	12 16.0%	3 37.5%	29 38.7%	—	75	8

大隅地域9市町

（曾於市・志布志市・大崎町・鹿屋市・垂水市・東串良町・錦江町・南大隅町・肝付町）

出典：『大隅地域森林計画書（大隅森林計画区）』（鹿児島県，平成30年）

2-4 曾於市における生産基盤の整備状況

（作業路網等の整備の概況）

前述のとおり、旧財部町が「ミゾコ運動」のモデルになるなど、曾於市は鹿児島県内で林業先進地として生産基盤整備も先行して行われました。それ故、大隅地域全体の中では路網整備が先行されており、大隅地域の他市町では近年まで路網整備が進められる中、曾於市の路網整備は小規模に行われている程度です。

曾於市においては、先行整備済みの路網の現状維持及びあわせて景観保全のための定期的な路網管理が望まれます。

表7 作業路網等の整備の概況

単位：m

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
大隅地域9市町合計	11,050	50,158	51,348	50,983	20,598
曾於市	0	0	0	2,600	700

大隅地域9市町

（曾於市・志布志市・大崎町・鹿屋市・垂水市・東串良町・錦江町・南大隅町・肝付町）

2 曾於市の森林，林業の現状と課題

2-5 森林に期待されている公益的機能の現状

（山地災害などの防止機能）

曾於市の地質の大部分がシラスやボラなどの火山灰土壌からなっています。

シラス等特殊土壌からなる台地の周辺は，地形が複雑で土砂の崩壊及び流出の危険性があることから，森林の公益的機能のうち，特に，森林の山地災害防止機能の発揮が求められています。

大隅地区全体でみると，平成28年度に多数箇所（524箇所），広域（142ha）に気象災が発生したのにもかかわらず，曾於市では13件，3haと災害発生は小規模にとどまっています。

表8 山地災害などの発生状況

単位 面積：ha,材積：m³

種類	火 災						気 象 災 害						森林面積 (ha)
年度	平成26年		平成27年		平成28年		平成26年		平成27年		平成28年		
大隅地域 9市町合計	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	
	—	—	—	—	—	—	2	2	14	2	524	142	132,400
曾於市	—	—	—	—	—	—	—	—	7	1	13	3	23,011

大隅地域9市町

（曾於市・志布志市・大崎町・鹿屋市・垂水市・東串良町・錦江町・南大隅町・肝付町）

出典：『大隅地域森林計画書（大隅森林計画区）』（鹿児島県，平成30年）

（保健レクリエーションの場としての森林への期待）

霧島錦江湾国立公園の「霧島山」をふるさとの山として捉え，曾於市には悠久の森，桐原の滝，花房峡憩いの森，安楽川溪谷，白鹿岳などすぐれた自然景観資源にも恵まれています。

このほか，火山国日本の地形発達を現す貴重な例であるとして，令和3年曾於市初の国指定文化財に指定された溝ノ口洞穴は，夏でも冬でも，晴れても雨でも，その時にしか見ることのできない，幻想的な風景を見ることができる“ミステリー・パワースポット”として紹介されるなど，近年，注目されています。

これらのすぐれた景観地を中心に，森林が動植物等の観察やレクリエーション等自然とのふれあいの場として利用されており，森林の公益的機能のうち，**森林の保健文化機能についても，その機能の発揮が求められています。**



国指定文化財 溝ノ口洞穴

2 曾於市の森林，林業の現状と課題

（霧島山 世界ジオパーク認定に向けて～鹿児島・宮崎両県の5市2町取り組み～）

- ・平成19年11月：「環霧島会議」の発足

霧島錦江湾国立公園の「霧島山」をふるさとの山と捉える鹿児島・宮崎両県の5市2町（霧島市，曾於市，湧水町，都城市，小林市，えびの市，高原町）が連携し，地域活性化を図っていくことを目的に，「環霧島会議」が平成19年11月に発足しました。

- ・平成20年10月：「霧島ジオパーク推進連絡協議会」の設置

平成20年10月に開催した第3回環霧島会議において，環霧島地域の美しい地質遺産を，地域住民，行政等が連携して保護・研究し，教育的活用やジオツーリズムの場として利用できる環境整備を行うことにより，地域社会の活性化に寄与することを目的として，「霧島ジオパーク推進連絡協議会」を設置することが決定されました。

- ・世界ジオパーク認定にむけて

ジオパークの取り組みは，火山・地震活動で出来た地形あるいは太古の津波を記録した地層といった地球の歴史が刻まれた地質遺産を守るとともに，観光や教育に役立てることにより地域社会を活性化するという活動です。世界ジオパークネットワーク加盟を認定されると，環霧島地域の魅力が広く世界に発信されることになり，国内はもとより海外からの来訪者の増加も期待されます。

現在，5市2町が連携して，「霧島山」が世界ジオパークとして認定されるよう，国や県の支援を受けながら構成市町が一体となり，地域住民への霧島ジオパーク推進の意義の周知を含めて，ジオツーリズムに必要な仕組みづくりを進めています。

こうした取り組みの一環として悠久の森，桐原の滝などを曾於市のすぐれた景観資源を環霧島山の景観魅力として再評価・情報発信するとともに，周知に係る人材育成，各種コンテンツの整備が望まれます。

ジオパーク

ジオパークとは，科学的に見て特別に重要で貴重な，あるいは美しい地質遺産を複数含む一種の自然公園です。

火山や活断層でできた特色ある地形などを「地質遺産」として保護し，地学教育や観光に生かす仕組みが整った地域を指します。海外では，すでに25か国77か所（平成22年10月8日現在）が「世界ジオパークネットワーク」への加盟認定を受け活動しています。

日本では，洞爺湖有珠山，糸魚川，島原半島が2009年に，山陰海岸が2010年に世界ジオパークとして認定されています。



霧島山

2 曾於市の森林，林業の現状と課題

2-6 曾於市における森林，林業の課題

曾於市の森林，林業の課題として，すべての事業の基礎となる**森林の現状把握**（森林情報の整備・精緻化）に係る課題，**森林・林業施業環境の維持・保全**に係る課題が本計画の最重要事項です。また，計画・事業実施に直接的につながる**森林整備計画検討とその事業実施**に係る課題も重要事項です。

これらの課題に加え，中長期的な視点から**森林管理体制強化**や**人材育成・木育**に係る課題，そして，その他事業として，林業振興，地球温暖化対策のための**地域産材の地産地消の推進**に係る課題にも取り組んでいく必要があります。

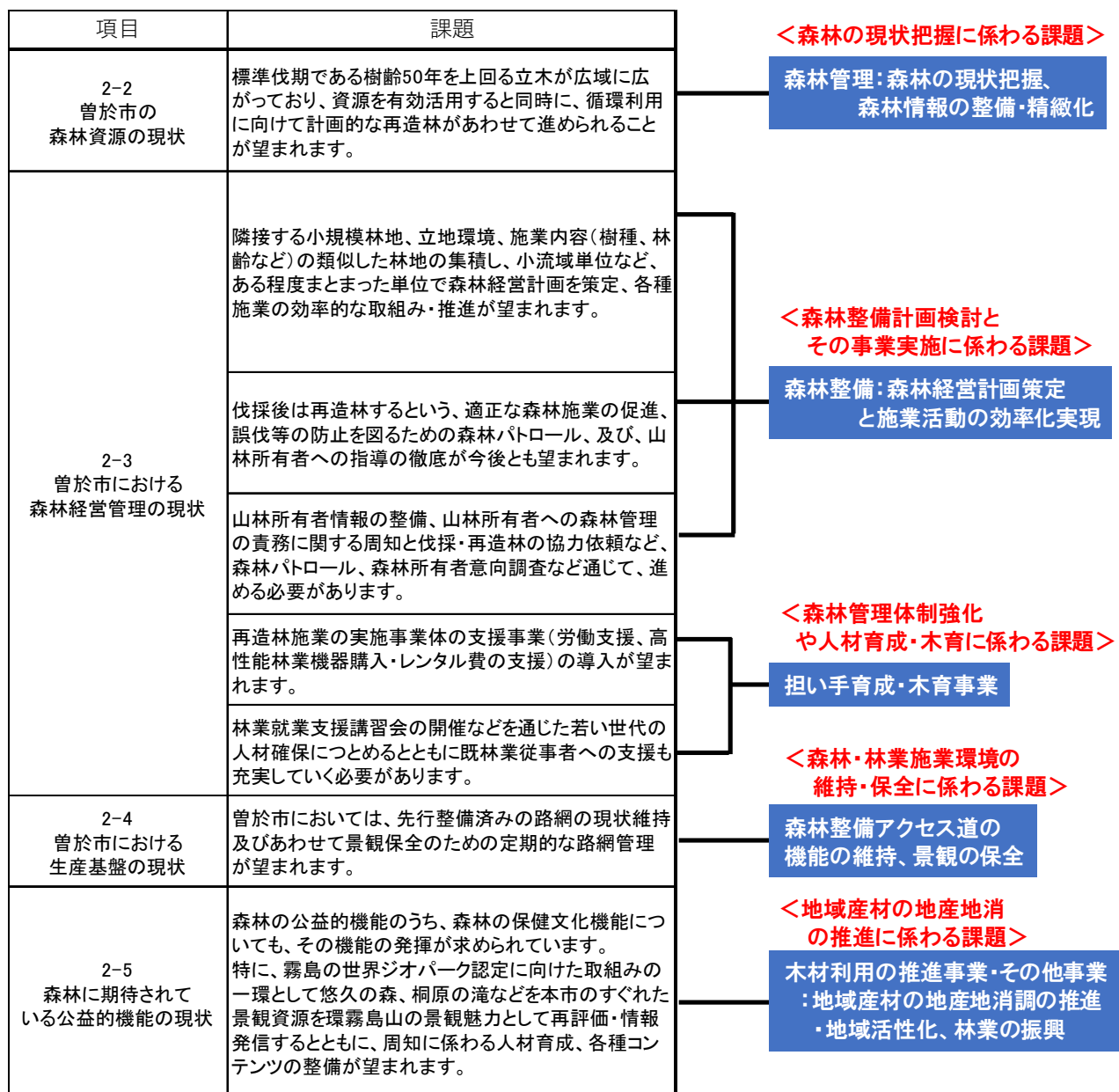


図12 曾於市における森林，林業の課題のまとめ

3 森林環境譲与税の活用方針

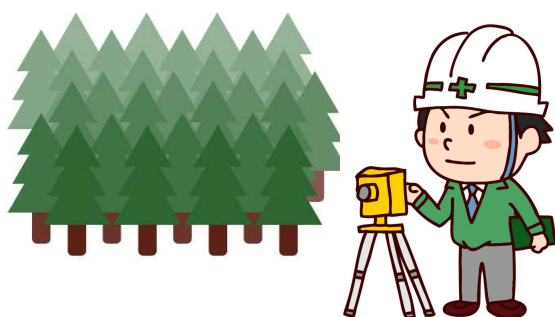
3-1 森林環境譲与税の活用方針

曾於市では、森林環境譲与税を有効活用し、市単独による事業等を通じて市内の手入れ不足の森林に対し、適切な経営管理を促進していく考えであり、下記に示す5つの項目を柱として、施策を展開して行く予定です。

- 1 森林管理・・・・・・・・・・森林の**現況把握**、**現況情報の整備**
- 2 生産基盤整備・・・・・・・・・・森林整備アクセス道の機能の**維持**、**景観の保全**
- 3 森林整備・・・・・・・・・・適切な**森林経営計画の策定とその実践**
- 4 担い手育成・木育事業・・・・「3 森林整備」の実践を支える**体制づくり**
- 5 木材利用の推進事業・・・・**林業振興**、**地球温暖化対策**のための地域産材の地産地消の推進

曾於市の森林の現況把握に主眼を置き、課題の整理、森林情報の精緻化と森林GISの整備を進める「**1 森林管理**」、森林及び森林整備アクセス道の**現状維持・保全**を図る「**2 生産基盤整備**」、そして、本計画の最重要事項であり、**計画・事業実施**に直接的につながる「**3 森林整備**」を優先的に展開します。

これらの施策に加えて、中長期的な視点から「3 森林整備」を支える曾於市における**森林管理体制強化**を図る「**4 担い手育成・木育事業**」、そして、**その他事業**として、林業振興、地球温暖化対策のための市産材の地産地消を推進する「**5 木材利用の推進事業**」も並行して展開します。



森林管理



森林整備



生産基盤整備



担い手育成・木育事業



木材利用
の推進事業

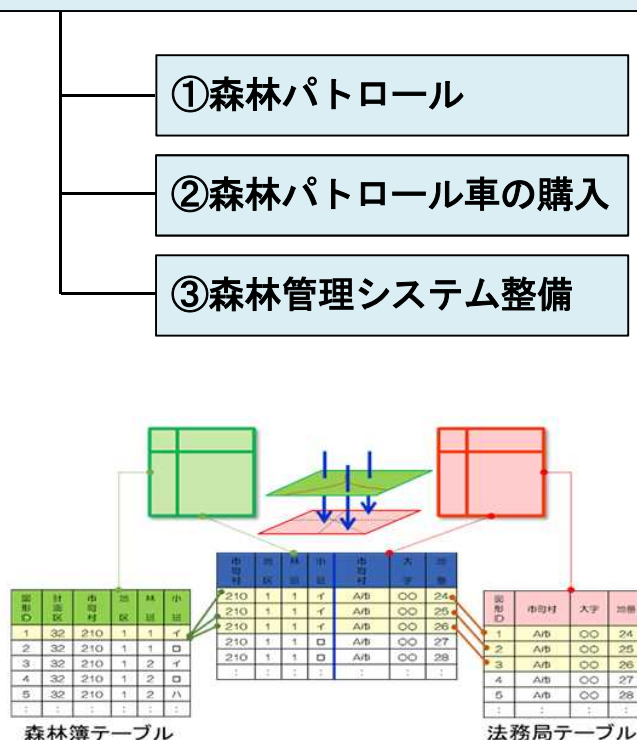
3 森林環境譲与税の活用方針

1 森林管理

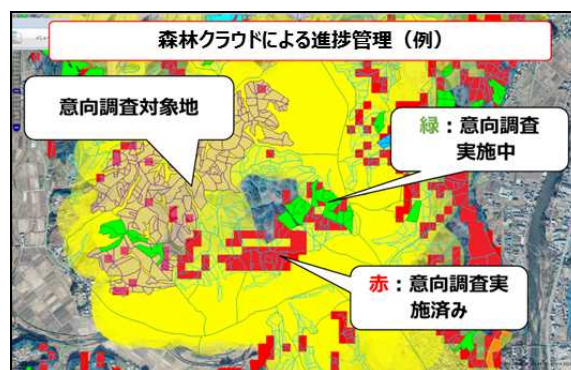
曾於市の森林の現況把握に主眼を置き、課題の整理、森林情報の精緻化のために「①森林パトロール」を継続的に行うとともに、その円滑な推進のために、必要に応じて「②森林パトロール車の購入」をします。

また、「③森林管理システム整備」を通じて、既往整備情報と収集した森林・林業に関係する情報の整合確認などを行い、森林情報の精緻化を進めます。

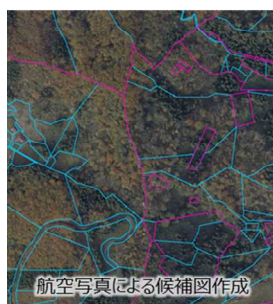
そして、その情報を森林GISの整備を通じて一元的管理、他の事業の円滑・効率的な推進を支えます。



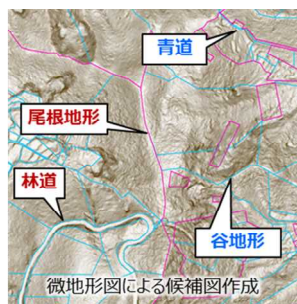
林地台帳データベースの内部構造例



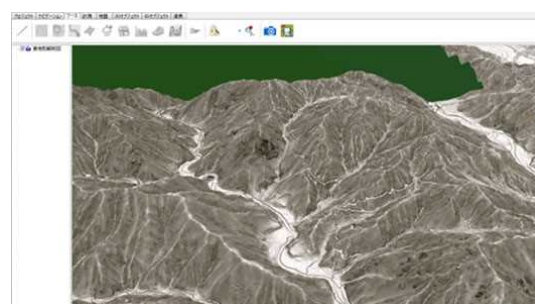
森林所有者意向調査進捗を管理



航空レーザ計測成果を用いて林相・林班を解析



微地形図による候補図作成



鳥瞰表示

図13 森林GISの整備利活用のイメージ

3 森林環境譲与税の活用方針

2 生産基盤整備

森林整備のアクセス道としての機能維持，景観の保全を目的とし，曾於市が管轄する林道44路線を対象とした下刈り・清掃等を行います。

④林道沿線環境整備

3 森林整備

森林管理制度に基づき「⑤森林所有者意向調査」を令和6年までに5年かけて実施します。その後，下記に示す通り順次，意向調査で委託先を紹介して欲しいと回答があった森林について現地調査を行ないます。

その結果，林業経営に適さないと判断された森林については，「⑥森林整備推進業務」を通じて，不利条件について取りまとめるとともに，市の補助事業で補填をすることで，不利条件解消の検討をします。

一方，林業経営に適していると判断された森林については，森林所有者との協議の上で，森林の経営管理計画を策定，管理委託先となる事業体が保育，間伐などの施業を行います（⑦曾於市次世代の森林づくり対策事業，⑧林業経営体支援事業を通じ，事業体を支援します）。

⑤森林所有者意向調査

⑥森林整備推進業務

⑦曾於市次世代の 森林づくり対策事業

⑧林業経営体支援事業

3 森林環境譲与税の活用方針

4 担い手育成・木育事業

森林整備に必要な林業労働力の確保にむけ、就業希望者を対象に「⑨林業就業支援講習会」を実施します。また、「⑩林業事業体労働環境整備支援事業」を通じ、林業就業者の労働強度の縮減、労働安全確保に必要な環境の整備を進めます。

さらに、「⑪造林事業担い手促進支援事業」を通じて、新規就業者を対象とした就労奨励金交付、林業就業者（造林・下刈）を対象とした賃金の上乗せ補助を行います。

このほか、「⑫木育推進事業」として、地域住民や子供たちに木とふれあう機会を創出し、木材や、森林についての意識を醸成に向けて、「地域とふれあう森林まつり」事業への事業補助を行ないます。

⑨林業就業支援講習会

⑩林業事業体労働環境整備支援事業

⑪造林事業担い手促進支援事業

⑫木育推進事業

5 木材利用促進

一定基準を満たして地域産材を使用するなど、林業振興、地球温暖化対策にもつながる新規建築物や新築住宅等を対象とし、交付金、補助金を交付します（「⑬森林炭素マイレージ事業」、「⑭地域産材利用促進事業」）。

⑬森林炭素マイレージ事業

⑭地域産材利用促進事業

3 森林環境譲与税の活用方針

3-2 森林環境譲与税の活用計画（全体計画（案））

表9-1 森林環境譲与税の活用計画（全体計画（案））

事業名	細事業名	事業目的・内容等	節
1 森林管理	① 森林パトロール業務	適切な森林整備推進のための森林パトロール員を設置（安全で秩序ある森林伐採や伐採跡地における確実な再造林の実行促進等の指導）	報酬 旅費 役務費
	② 森林パトロール車整備	森林パトロールのための公用車の整備	備品購入費
	③ 森林管理システム整備業務委託	適切な森林整備推進のための森林管理システムの整備	委託料
2 生産基盤整備	④ 林道沿線環境整備業務委託	林道の沿線の整備【路網の適切な維持管理による円滑な森林経営管理の推進】	委託料
3 森林整備	⑤ 意向調査業務委託	森林経営管理制度の運用 管理放棄森林の把握や施業提案、市への経営管理委託等に関する森林所有者の意向調査等	委託料
	⑥ 森林整備計画推進業務委託	森林経営管理制度の運用 森林所有者への森林経営と施業方法の提案、森林経営計画の整備、市の意向調査等に係る森林整備の支援対策等	委託料
	⑦ 曾於市次世代の森林づくり対策事業	森林経営計画により施業された間伐及び下刈り、再造林等の森林整備へ補助することにより、適切な森林整備を促進	補助金
	⑧ 林業経営体支援事業	再造林・間伐事業を推進するための機械購入	補助金
4 担い手育成・木育事業	⑨ 林業就業支援講習業務委託	林業就業予定者に、森林林業の知識ならび林業技術等の技能講習の実施【林業担い手の確保】	委託料
	⑩ 林業事業者労働環境整備支援事業	林業事業者のスキルアップや労働強度の縮減、労働安全確保に必要な環境整備【林業担い手の確保・育成】	補助金
	⑪ 造林事業担い手促進支援事業	担い手不足が顕著な造林・下刈り作業等に従事する労働力を確保するため、新規就業者に対して就労奨励金を交付し新規就業を促進	補助金
		担い手不足が顕著な造林・下刈り作業等に従事する労働力に対して賃金の上乗せを行ない、森林整備を促進	補助金
	⑫ 木育推進事業（森林まつり）	学校等を対象に木育を推進するための事業及び森林まつりの実施	補助金
5 木材利用促進	⑬ 森林炭素マイレージ事業	CO2の吸収・固定・削減に関する県認証量に応じた団体等へのマイレージ交付により、地球温暖化対策に資する更なる活動を促進	交付金
	⑭ 地域産材利用促進事業	地域産材を活用した新築住宅等の建築を助成し、地域産材の地産地消、利活用を促進	補助金

3 森林環境譲与税の活用方針

表9-2 森林環境譲与税の活用計画(全体計画(案))

事業メニュー	令和 1年 補正	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
■伐採・再造林巡視業務 会計年度任用職員2名(16日, 12日) ■森林パトロール員及び事務員<通勤手当;一式>		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
■森林パトロールのための車両の整備				○							
■森林管理システム整備業務委託 ・高性能パソコンの導入 ・航空写真の購入 ・タブレット購入					○	○					
■市が管理する林道の下刈・清掃業務委託 ※森林組合への業務委託(8路線)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
■所有者への意向調査業務委託 ※森林経営管理方針(市への経営委託等)の意向確認ほか ◎一括委託:債務負担行為R3~R6まで	○	○	○	○	○	○					
■森林経営のためのシステム導入, 森林整備のゾーニング業務委託 ※所有者確認, 森林施業提案ほか, 森林計画森林の把握(5条森林) ■意向調査に係る森林施業の確認等, 森林経営計画作成の業務委託 ※森林経営管理方針(経営計画編入)の意向確認ほか ◎一括委託(森林組合)			○	○	○	○	○	○	○	○	○
■造林補助事業等を活用した人工造林・下刈り・伐事業に対して上乗せ助成 間伐 (県の標準単価の10%以内) 造林・下刈り(県の標準単価の10%以内)				○	○	○	○	○	○	○	○
■再造林・間伐の推進及び補助事業実施のための機械導入等 ※森林組合の直営作業班 ◎一括補助(森林組合)	林業経営体の経営実態を踏まえ、必要に応じて補助する。										
■たからべ森の学校林業就業支援講習 (20日間コース・10名)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
■過酷労働(造林・下刈)従事者の日当上乗せ支援 (定額3,000円/人日)		○	○	○							
■新規就業者就労奨励金 曾於市内の新規林業就業者(造林・下刈)に対して就労奨励金を助成 (一人当たり20万円×4人)				○	○	○	○	○	○	○	○
■担い手対策支援事業補助金 曾於市内の新規林業就業者(造林・下刈)に対して賃金の上乗せ支援 (ha当たりの請負金額の15%)				○	○	○	○	○	○	○	○
■木育事業: 森林まつりの助成(補助率1/2以内)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
■木造住宅建築主等が行った地球温暖化対策活動に対し, 県が認証 した「CO2の吸収量, 固定量」に応じたマイルージ(地球温暖化防止 対策に資する更なる活動の財源)の交付 【固定】495千円(建築主5棟*11トン*4.5千円)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
■地域産材利用促進事業 地域産材を10㎡以上使用した住宅の新築に対して助成 上限30万円×15戸				○	○	○	○	○	○	○	○

3 森林環境譲与税の活用方針

3-3 森林環境譲与税の年度別の事業予算（案）

表10-1 森林環境譲与税の年度別の事業予算(案)

単位:千円

	実施済み事業			事業計画(案)	
	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1 森林管理	0	4,193	3,641	4,873	9,387
①森林パトロール業務	0	1,498	2,962	2,887	5,887
②森林パトロール車整備	0	995	0	1,986	—
③森林管理システム整備業務委託	0	1,700	679	—	3,500
2 生産基盤整備	3,025	4,895	5,000	4,940	5,000
④林道沿線整備業務委託	3,025	4,895	5,000	4,940	5,000
3 森林整備	1,133	5,993	18,823	34,843	37,200
⑤意向調査業務委託	1,133	5,993	5,990	5,980	5,980
⑥森林整備計画推進業務委託	0	0	12,833	6,621	6,753
⑦曾於市次世代の森林づくり対策事業	0	0	0	22,242	24,466
⑧林業経営体支援事業	林業経営体の経営実態を踏まえ、必要に応じて必要額を補助する。				
4 担い手育成・木育	368	7,303	11,046	15,595	9,296
⑨林業就業支援講習業務委託	0	3,113	4,786	4,785	4,785
⑩林業事業体労働環境整備支援事業	0	4,190	5,760	6,480	—
⑪造林事業担い手促進支援事業	0	0	0	3,830	4,011
⑫木育推進事業	368	0	500	500	500
5 木材利用推進	0	0	743	4,748	4,748
⑬森林炭素マイレージ事業	0	0	743	248	248
⑭地域産材利用促進事業	0	0	0	4,500	4,500
6 その他	0	0	0	10	10
その他支出	0	0	0	10	10
7 基金積立て	20,034	29,817	13,633	642	0
基金積立金	20,034	29,817	13,633	642	0
合計	24,560	52,201	52,886	65,651	65,641
譲与額	24,560	52,192	52,192	65,641	65,641

3 森林環境譲与税の活用方針

表10-2 森林環境譲与税の年度別の事業予算(案)

単位:千円

事業計画(案)					
令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
12,387	5,887	5,887	5,887	5,887	5,887
5,887	5,887	5,887	5,887	5,887	5,887
—	—	—	—	—	—
6,500	—	—	—	—	—
6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
47,121	48,617	48,617	48,617	48,617	48,617
5,980	—	—	—	—	—
6,888	7,026	7,167	7,310	7,456	7,605
34,253	41,591	41,450	41,307	41,161	41,011
林業経営体の経営実態を踏まえ、必要に応じて必要額を補助する。					
11,127	16,131	16,131	16,131	16,131	16,131
4,785	4,785	4,785	4,785	4,785	4,785
—	—	—	—	—	—
5,842	10,846	10,846	10,846	10,846	10,846
500	500	500	500	500	500
6,248	6,248	6,248	6,248	6,248	6,248
248	248	248	248	248	248
6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
10	10	10	10	10	10
10	10	10	10	10	10
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
82,893	82,893	82,893	82,893	82,893	82,893
82,893	82,893	82,893	82,893	82,893	82,893

4 森林環境譲与税の活用計画

4-1 森林管理

1-① 森林パトロール

【森林管理】

森林パトロール員及び事務員を雇用し、伐採及び伐採後の造林の届出の事前調査・巡回、伐採跡地の造林未済地調査・巡回を行なうことで安全で秩序ある森林伐採を促すとともに、伐採跡地の造林を促進し、森林の保全、機能回復を目指します。

【伐採・再造林巡視業務：会計年度任用職員2名（16日，12日）】

1-② 森林パトロール車整備

【森林管理】

森林パトロールのための公用車を整備します。

【公用車の整備】

1-③ 森林情報管理システム整備

【森林管理】

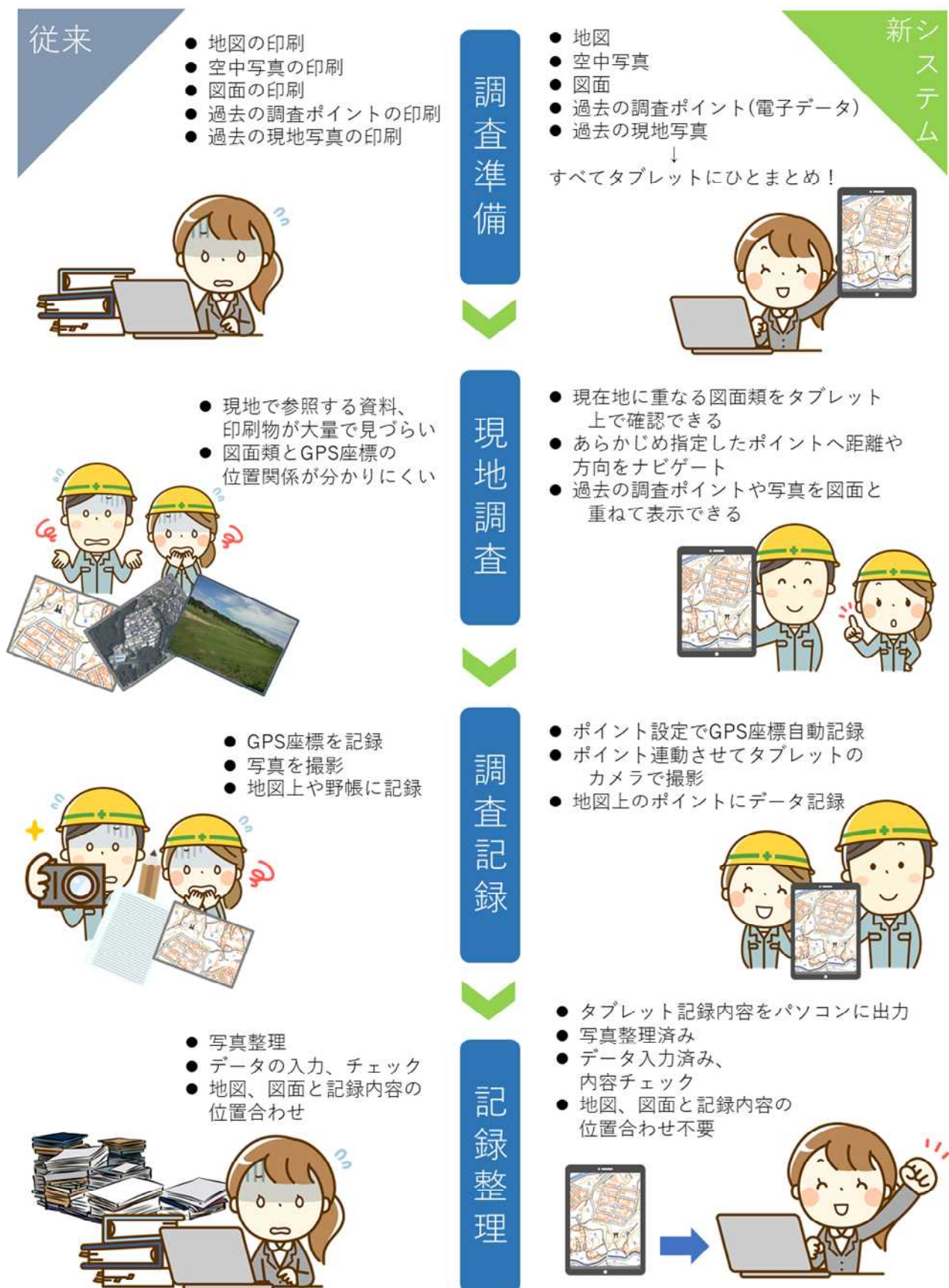
地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術である地理情報システム（Geographic Information System, 以下、「GIS」とする）を利用して、森林基本図や森林計画図、森林簿情報といった森林の基本情報はもちろん、最新の航空写真、微地形表現図、前述の森林パトロール業務で得られた森林管理状況に係る最新情報をデジタル処理し、これまで個別に管理されていた図面や帳簿を一元管理するシステムを整備し、円滑に運用します。

さらに、上記情報をタブレットやスマートフォン等に格納し、現場調査の支援ツールとして、位置情報や軌跡情報を取得できる端末も整備します。これにより、森林の現状を素早く把握し、様々な関連業務に迅速に対応することが可能となります。

【森林管理システム整備業務委託】

- ・ 森林情報に係るデータベースの整備
- ・ 森林情報管理システムの整備及び現場の利用ニーズを踏まえたカスタマイズ・更新
- ・ 森林情報管理システムの円滑な稼働を可能にする高性能パソコンの導入
- ・ 最新の航空写真などの購入
- ・ 森林情報管理システムの最新情報を現地閲覧できる現場調査の支援ツール用のタブレット森林GISの導入

4 森林環境譲与税の活用計画



iPadは米国および他の国々で登録されたApple Inc.の登録商標です。

図14 森林情報管理システムの最新情報を現地閲覧できる
現地調査の支援ツール用のタブレット森林GISの導入イメージ

4 森林環境譲与税の活用計画

4-2 生産基盤整備

2-④ 林道沿線環境整備業務委託 【生産基盤整備】

森林整備のアクセス道としての機能維持，景観の保全を目的とし，曾於市が管轄する林道44路線を対象とした下刈り・清掃等を行います。

【曾於市が管理する林道の下刈り・清掃業務委託】
森林組合への業務委託：林道の沿線の整備

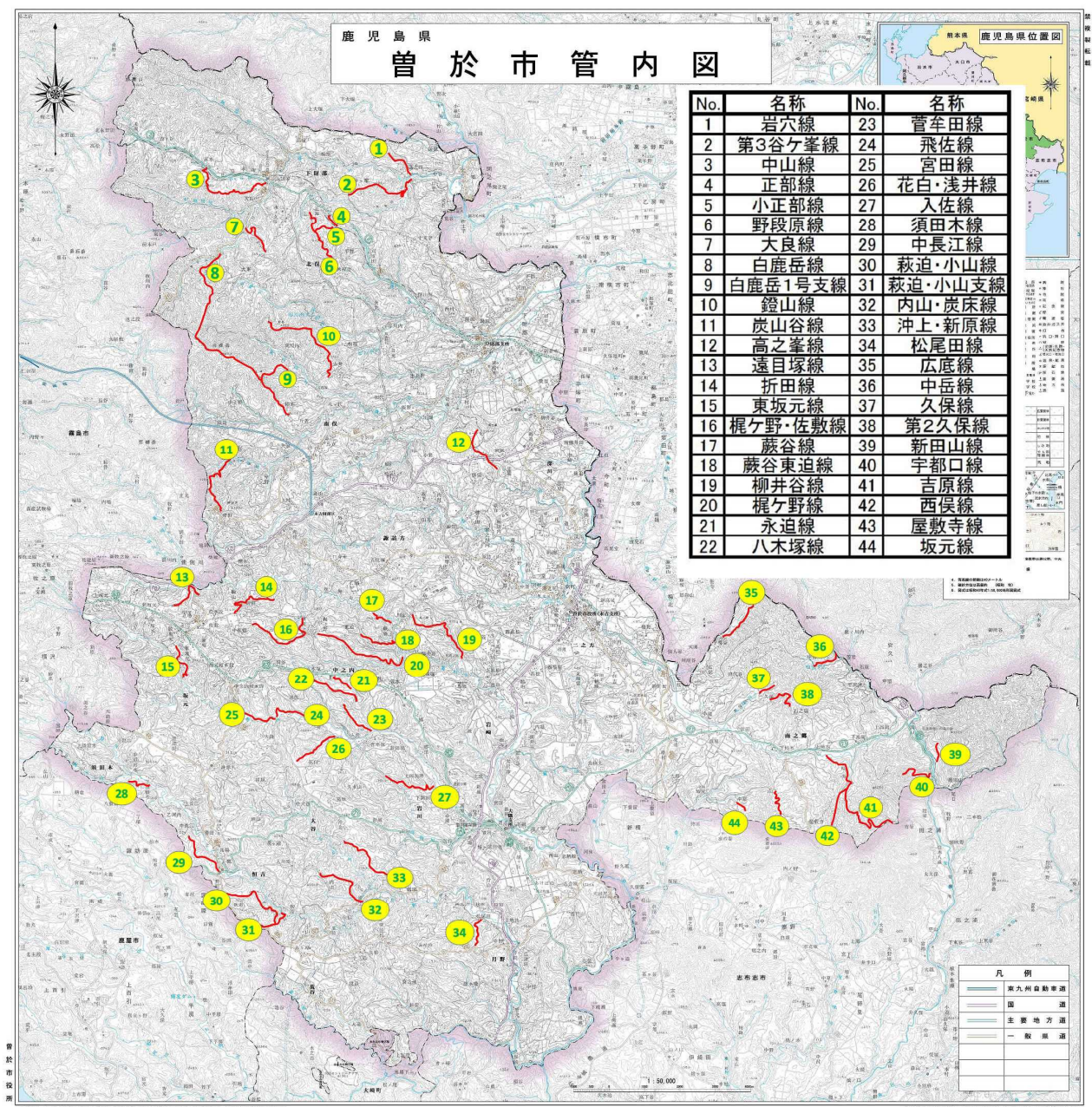


図15 曾於市が管轄する林道44路線の位置図

4 森林環境譲与税の活用計画

4-3 森林整備

3-⑤ 意向調査業務委託 【森林整備】

森林情報と所有者情報の突合・一元化を通じ、意向調査対象者リストを作成後、調査票を送付します。

そして、回答頂いた調査票を集計・分析し、森林所有者の中長期的な視点での森林管理・森林経営に関する意向（今後の方針）について

- ・委託先を紹介して欲しい
- ・売却したい
- ・誰か紹介して欲しい

の選択肢から選んで頂きます。

令和2年度分より、課税台帳情報による林地台帳更新を行うことで、送付時に多く発生していた所有者不明の課題削減が可能となりました。

なお、令和3年度分の調査票より、できるだけわかりやすく簡潔な設問へ変更し回答率のアップを図る計画です。

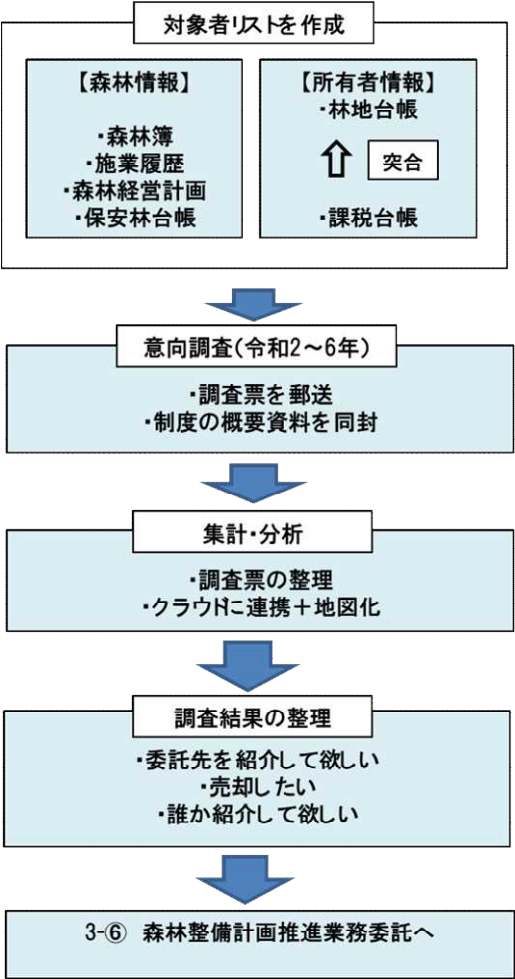


図16 意向調査の流れ

令和2、令和3年度の意向調査の実施実績と令和4年度以降の意向調査の実施予定は下記に示す通りです。

表11 意向調査の実施計画と実績

年度	計画			送付実績			回答あり		
	筆数	面積	所有者	筆数	面積	所有者	筆数	面積	所有者
令和1年	375	69	195	375	69	195	26	5	17
令和2年	1,684	575	955	2,058	693	932	1,500	533	629
令和3年	6,487	1,354	3,713	6,251	1,351	3,086	3,895	850	1,805
令和4年	6,548	1,274	3,329						
令和5年	6,892	1,419	3,211						
令和6年	9,090	1,306	4,842						
計	31,076	5,997	16,245						

4 森林環境譲与税の活用計画

3-⑥ 森林整備推進業務委託

【森林整備】

市内の造林未済地及び意向調査後の森林に対して、現地調査を行ない、集約可能な森林においては、

- ・ 森林所有者の確認
- ・ 地域森林計画の対象か否かの確認
- ・ 森林所有者への事業体の森林経営管理方針の説明
- ・ 森林所有者への事業体の森林経営計画への編入の提案

を行い、事業体との森林経営受委託計画の締結を推奨します。その上で、事業体により適切な森林整備を推進します。一方、集約不可（林業経営に適さない）と判断した森林については、不利条件の洗い出しを行い、今後、市の補助等を用いて施業ができないか検討します。

【森林整備計画推進業務委託】

意向調査結果、森林パトロール調査結果に基づく、集約可能な森林についての森林所有者との調整・協議、集約不可な森林に関する諸検討をあわせて一括委託します（曾於市森林組合への委託を想定）。

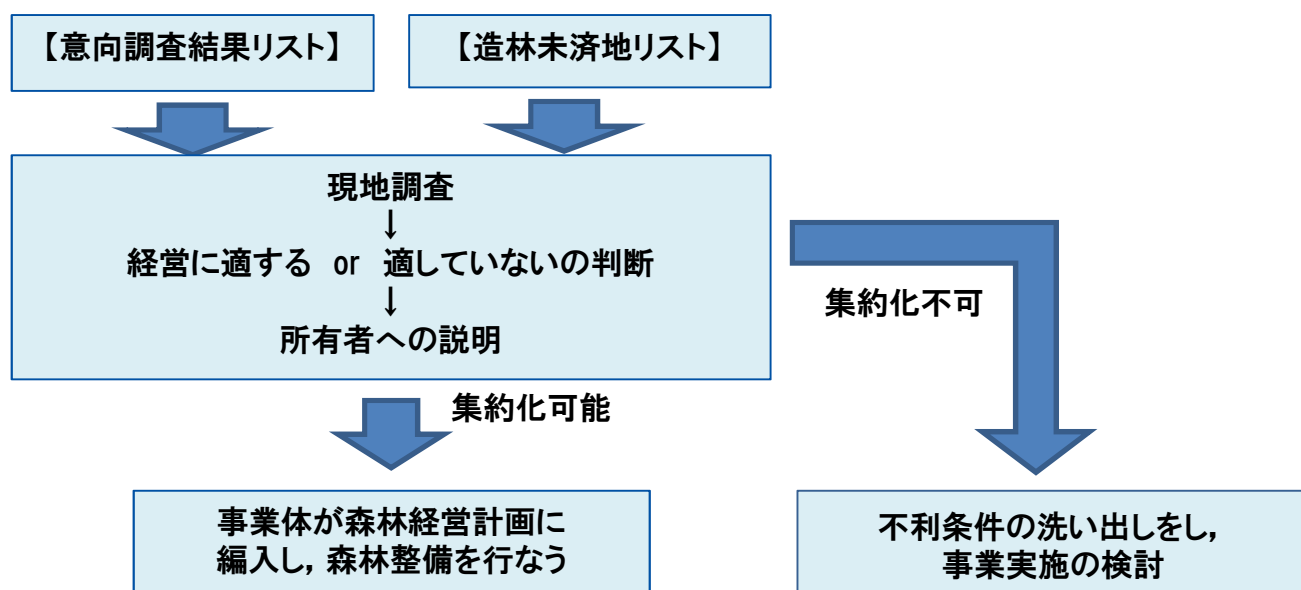


図17 曾於市における森林整備の流れ

4 森林環境譲与税の活用計画

3-⑦ 曾於市次世代の森林づくり対策事業

【森林整備】

曾於市内の森林経営計画に基づく施業が行われている山林について、災害の防止や、森林資源の持続的な循環に資することを目的に、間伐及び下刈り、再造林等の森林整備を推進する事業体への補助をすることにより、適切な森林整備を促進します。

【曾於市次世代の森林づくり対策事業】

造林補助事業等を活用した人工造林・下刈り・伐事業に対して上乗せ助成する

間伐 (県の標準単価の10%以内)

造林・下刈り (県の標準単価の10%以内)

3-⑧ 林業経営体支援事業

【森林整備】

曾於市内の森林経営計画に基づく施業が行われている山林について、災害の防止や、森林資源の持続的な循環に資することを目的に、高性能林業機械の導入・リースし、間伐、再造林作業の効率化、労働力の軽減を図ろうとする事業体に対し、その購入費・リース費の一部について支援を行います。

【林業経営体支援事業補助金】

高性能林業機械の導入・リース費用：補助対象経費の1/2以内

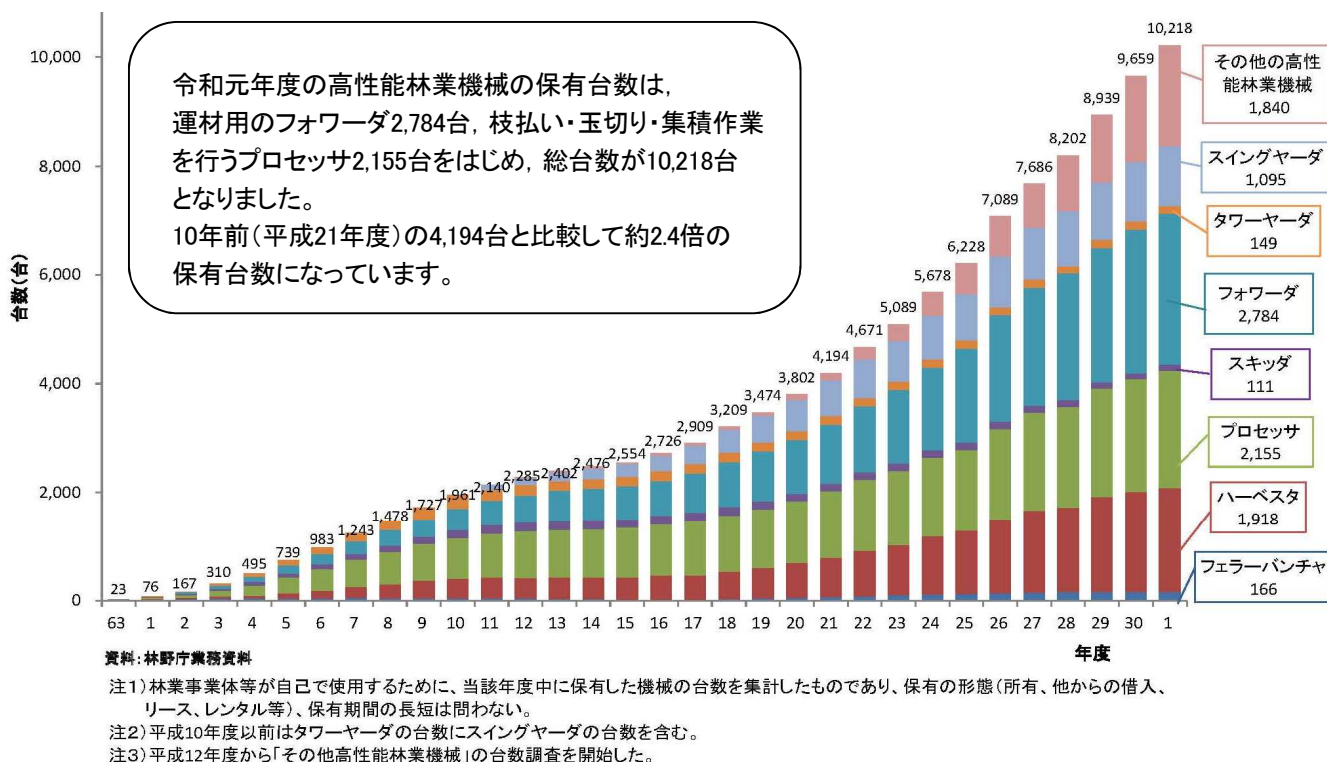


図18 高性能林業機械の保有状況の推移(全国)

4 森林環境譲与税の活用計画

4-4 担い手育成・木育事業

4-⑨ 林業就業支援講習業務委託

【担い手育成・木育事業】

森林整備に必要な林業労働力を確保するため、就業希望者を対象に就業支援講習を実施し、新規就労者雇用の確保、定着を図ります（令和2年度講習を通じて就業者1名。令和3年度の実績は、募集定員10名に対し、IUターン移住希望を含めて応募者16名）。

なお、令和2年度委託分から、取得できる資格を追加。チェーンソー、刈払い機だけでなく、車両系伐出機械等を追加し、高性能林業機械を使用するための資格も取得できるように講習内容の見直し・充実を図っています。

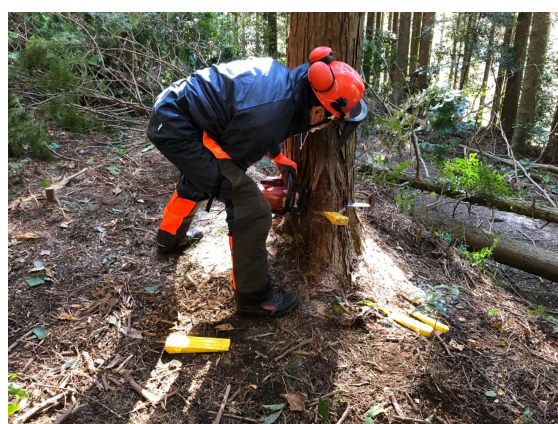
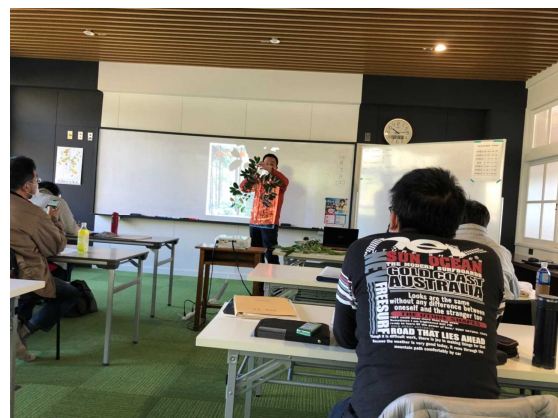


図19 就業希望者を対象とした就業支援講習の記録（令和2年度）

4-⑩ 林業事業体労働環境整備支援事業

【担い手育成・木育事業】

林業就業者の労働強度の縮減、労働安全確保に必要な環境を整備ための支援を行います。

【林業事業体労働環境整備支援金】

過酷労働（造林・下刈）従事者の日当上乗せ支援（定額3,000円/人日）

4 森林環境譲与税の活用計画

4-⑪ 造林事業担い手促進支援事業

【担い手育成・木育事業】

担い手不足が顕著な造林・下刈り作業等に従事する労働力を確保するため、新規就業者に対して就労奨励金を交付し新規就業を促進します。

【新規就業者就労奨励金】

新規林業就業者（造林・下刈）に就労奨励金を助成：1人当たり20万円×4人を想定

担い手不足が顕著な造林・下刈り作業等に従事する労働力に対して賃金の上乗せを行ない、森林整備を促進します。

【担い手対策支援事業補助金】

林業就業者（造林・下刈）に対して賃金の上乗せ支援（ha当たりの請負金額の15%）

【雇用助成金】

市内に事業所を有し、造林・下刈り作業に従事する労働者の雇用主に対して、機械等の購入費用を助成。

4-⑫ 木育推進事業（森林まつり）

【担い手育成・木育事業】

木育推進協議会が行なう「地域とふれあう森林まつり」に対し、事業費の1/2補助を行ないます。地域住民や子供たちに木とふれあう機会を創出し、木材や、森林についての意識の醸成を促進します。

【木育事業：森林まつりの助成】 （補助率1/2以内） 50万円を想定



図20 森林まつりの記録（令和2年度）

4 森林環境譲与税の活用計画

4 - 5 木材利用促進

5 - ⑬ 森林炭素マイレージ事業 【木材利用促進】

かごしま材を使用した木造建築物において、県が認定したCO₂の固定認証量に
じ、1トン当たり4,500円を上限に、交付金を交付します。

【森林炭素マイレージ事業】 建築主5棟 * 11トン * 4.5千円 を想定

曾於市 森林炭素マイレージ交付金制度

令和元年4月1日以降に完成した
木造住宅が対象となります。

かごしま材を使って
お家を建てると
交付金もらえる
ってご存知ですか？

木造建築物は、材料である樹木の生育過程で吸収した二酸化炭素を長期間貯蔵するとともに、他の建築材料と比べて少ないエネルギーで加工が可能であることから、地球温暖化防止に貢献しています。
鹿児島県では、地域の木材（かごしま材）を使用した家づくりによる環境貢献度を「見える化」し、地球温暖化防止に対する認識を深めてもらうとともに、かごしま材の利用促進を図るため、環境にやさしい「かごしま木の家」のCO₂固定量を認証しています。
この認証されたCO₂固定量に応じて曾於市から交付金が支払われます。

CO₂固定量認証の要件

- ① かごしま緑の工務店が住居用として建築する住宅
- ② かごしま材の使用量が10㎡以上の建築物
- ③ 令和元年度以降に完成した住宅

かごしま緑の工務店とは

県では、地域の木材（かごしま材）を積極的に使って家づくりに取り組み大工・工務店等を「かごしま緑の工務店」として登録しています。

かごしま材とは

県内の森林から伐採された素材（原木）を県内の製材工場等において加工された製品をいいます。

交付金算定例

1棟あたりのかごしま材使用量20㎡の場合、1棟あたりのCO₂固定量＝約11t-co₂
11t-co₂×4,500円/t-co₂=**49,500円/棟**

※詳しくは裏面をご覧ください。

令和2年度版

森林炭素マイレージ交付金とは？

令和2年度から、認証されたCO₂量に応じて、曾於市において交付金が支給されます。
支給の対象となるのは、LED照明、庭木、木製品などの地球温暖化防止対策に資するものに関する経費となります。

事業の流れ

建築主 緑の工務店

市町村 曾於市

申請窓口

①CO₂固定量認証申請
②CO₂固定量認証書交付
③交付金の申請（使途報告）
④交付金の支払い

鹿児島県木造住宅推進協議会
事務局（公財）鹿児島県住宅・建築総合センター

建築主・緑の工務店	申請窓口 鹿児島県木造住宅推進協議会 事務局（公財）鹿児島県住宅・建築総合センター	曾於市
①CO ₂ 固定量の 認証申請書の提出	申請書の受付 ①認証申請 県で審査し、 認証します。	
②認証書の受理	②交付金申請 認証書の交付	
③地球温暖化対策に資するものの購入 (LED照明、庭木、木製品など)		
④交付金申請	申請書の受理	
⑤交付金の受理		交付金の支給

交付金を受け取るためには、2つの手続きを行う必要があります。

○森林炭素マイレージ交付金のお問い合わせ先
曾於市 農林振興課林政係 0986-76-1111
○CO₂固定量認証申請のお問い合わせ先
鹿児島県木造住宅推進協議会事務局（公財）鹿児島県住宅・建築総合センター
企画企画課 TEL:099-224-4543 FAX: 099-226-3963 Email: kikaku@kjc.or.jp

図21 曾於市森林産業マイレージ交付金制度の概要

5 - ⑭ 地域産材利用促進事業 【木材利用促進】

地域産材の地産地消、利活用を促進するため、地域産材を10㎡以上使用し、かつ、
かごしま緑の工務店により建築された新築住宅等に対し、1戸当たり30万円を上限に
補助金を交付します。

【地域産材利用促進事業業務委託】 上限 30万円×15戸 を想定

卷末資料

(1)
 森林整備

森林整備

兵庫県 姫路市（森林の現況把握及び条件不利地の間伐促進）

- 姫路市北部の森林は、戦後の拡大造林推進期に植林されたスギ・ヒノキ人工林が大半を占めている。
- しかし、既存の対策では森林整備が十分に進んでおらず、未整備のまま高齢化した森林も多い。
- また、森林簿、森林計画図の情報のみでは、林分を十分に把握できない等、優先的に整備を行うべき森林の具体的な場所の抽出が困難である。
- このため姫路市では森林環境譲与税を活用し、令和元年度においては、次の事業を実施した。
 - 森林整備（森林資源量等調査解析）
 - 航空レーザー計測により、森林資源を調査・解析し、今後の森林整備していく上で必要な情報を収集・把握
 - 森林整備（条件不利地間伐推進）
 - 奥地等の条件不利地の森林において、森林の持つ公益的機能を高めるための間伐を支援し森林整備を促進

事業内容

1 森林資源量等の調査解析

- 人工林を中心に、森林における航空レーザー計測により、森林資源を調査・解析し、今後の森林整備していく上で必要な情報を収集・把握し、森林整備の促進を図る。

【事業費】22,876千円（全額譲与税）

【実績】航空レーザー計測 65km²（姫路市北部の約半分）
 （令和2年度以降に資源量解析等を実施予定）

2 条件不利地の間伐推進

- 森林経営計画の作成が困難で、間伐が滞っている奥地等の条件不利地の森林において、森林の持つ公益的機能を高めるための間伐を支援し森林整備の促進を図る。

【事業費】1,139千円（全額譲与税）

【実績】間伐 6.3ha



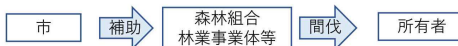
（事業1：作成したCS立体図）



（事業2：間伐実施状況）

事業スキーム

2 条件不利地の間伐推進



工夫・留意した点

- 1の事業については、人工林を中心に航空レーザー計測が行えるように、既存の樹種区分図を活用し計測区域の設定を行った。
- 2の事業については、標準単価方式ではなく、事業地ごとに積算を行い、事業地の実情に合わせた補助額としている。

基礎データ

①令和元年度譲与額	35,039千円
②私有林人工林面積（※1）	9,939ha
③林野率（※2）	57.3%
④人口（※3）	535,664人
⑤林業就業者数（※4）	71人

※1：「森林資源現況調査（林野庁、H29.3.31現在）」

※2：「2015農林業センサス」 ※3、4：「H27年国勢調査」

27

森林整備

静岡県 島田市（未整備森林における森林整備の促進）

- 島田市は総面積の約66%を森林が占め、民有林人工林は12,549haの面積を有している。
- 民有人工林の多くは、手入れが不足し、公益的機能が十分に発揮されていないことから、早急な森林整備を行う必要がある。
- 令和元年度においては、森林環境譲与税を活用し、次の2つの事業を行った。
 - 既存事業では対象とならない切捨間伐に対し、新規補助事業を創設し森林整備の促進を図った。
 - 民間林業経営体の森林施業の実施に伴い、施業地に至る林道沿線の支障木伐採等を行った。

事業内容

1 森林環境整備促進事業（間伐推進事業費補助金交付事業）

- 切捨間伐に対する補助事業。

【事業費】1,934千円（うち譲与税1,934千円）

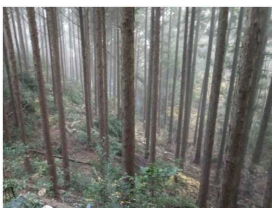
【実績】間伐13.41ha

2 森林環境整備促進事業（林道支障木伐採等業務委託）

- 施業地に至る林道沿線の支障木伐採、剪定、枝払いを実施。

【事業費】528千円（うち譲与税528千円）

【実績】2路線



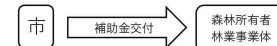
（事業1：間伐推進事業）



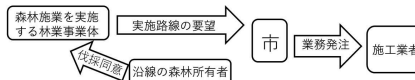
（事業2：林道支障木伐採等）

事業スキーム

1 間伐推進事業費補助金交付事業



2 林道支障木伐採等業務委託



工夫・留意した点

- 1 間伐推進事業
 - 既存事業では対象外であった小規模な切捨間伐も対象とした。
- 2 林道支障木伐採
 - 林業経営体が沿線森林所有者の同意を得たうえで、要望を受付。

基礎データ

①令和元年度譲与額	23,132千円
②私有林人工林面積（※1）	12,459ha
③林野率（※2）	65.9%
④人口（※3）	98,112人
⑤林業就業者数（※4）	106人

※1：「森林資源現況調査（林野庁、H29.3.31現在）」

※2：「2015農林業センサス」 ※3、4：「H27年国勢調査」

16

(2)
 人材育成・担い手確保

人材育成
 大分県
 日田市（緑の雇用対策や大分県と連携した担い手の育成・確保）

- ▶ 日田市では、森林面積が市域の約82%を占め、充実した森林資源を有していることなどから、森林整備の取組を最優先事項としている。一方で、少子高齢化の進展に伴い、労働力人口が減少する中、新規就業者の確保のみならず、森林整備を担うべき人材の育成・確保が喫緊の課題となっている。そこで、森林施業の主な担い手となる林業事業者への支援として、国の緑の雇用対策等の活用を推奨するため、研修受講者の支援をきめ細かく行うとともに、林業労働者の労働安全対策により、労働環境の改善等に取り組む方針。
- ▶ 令和元年度においては、以下の取組により、新たに3人の林業担い手の確保と226人の林業就業者の労働環境の改善につながった。
 - ・大分県の就業研修「おおいた林業アカデミー」において、緑の雇用対策や県の森林環境譲与税を活用した事業と連携を図った。
 - ・労働災害による重大事故の発生を防ぐため、防護衣や安全靴の購入補助を行い、労働環境の改善を図った。

事業内容（日田市豊かな森づくり担い手育成事業）

1 林業従事者への就業前・就業後の支援

- ① 林業研修支援事業（就業前）
 - ・県施設「おおいた林業アカデミー」の研修生への交通費補助
 - ・Uターンによる中高年のアカデミー研修生（緑の雇用対象外）への研修給付金の支給
- ② 林業就業者奨励金事業（就業後）
 - ・フォレストリーダー（FL）、フォレストマネージャー（FM）取得者への奨励金給付

【事業費】1,419千円（全額譲与税）

【実績】研修者3人、奨励金受給者3人（FL）

2 林業労働者安全対策事業

- チェンソー防護衣の着用義務化等を踏まえ、林業事業者等への防護衣や安全靴の購入費補助

【事業費】1,199千円（全額譲与税）

【実績】受給者226人



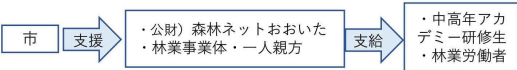
（事業1：おおいた林業アカデミー研修）

事業スキーム

- ①林業研修支援事業（交通費補助）、①林業就業者奨励金事業



- ①林業研修支援事業（研修給付）②林業労働者安全対策事業



工夫・留意した点

- ・国の緑の雇用対策や大分県の森林環境譲与税を活用した事業と連携して、効率的かつ効果的な事業展開を図った。
- ・森林経営管理による森林整備や森林環境譲与税活用に関する意見交換を行う協議会での意見を踏まえた事業を展開した。

基礎データ

①令和元年度譲与額	82,965千円
②私有林人工林面積（※1）	37,947ha
③林野率（※2）	82.7%
④人口（※3）	66,523人
⑤林業就業者数（※4）	490人

※1：「森林資源現況調査（林野庁、H29.3.31現在）」

※2：「2015農林業センサス」 ※3、4：「H27年国勢調査」

93

人材育成
 宮崎県
 日南市（他圏域からの労働力支援、労働環境改革による担い手対策）

- ▶ 林業は就業者の減少と高齢化等による後継者（担い手不足）の問題を抱えており、国土保全の観点からも大きな課題となっている。
- ▶ 特に、機械で担うことが困難な下刈り等現場の作業員の確保が難しく、山を守る取組みに対して悪影響を与えることが懸念されている。
- ▶ しかしながら、労働力不足は、多くの他業種でも同様に抱える課題であり、林業分野において同圏域内で就業斡旋するだけでは根本的な解決には至りにくい。
- ▶ そこで、林業担い手の確保対策や環境改善対策を行い、不足する労働力の補うことで「林業の成長産業化」や「森林資源の適切な管理」資する取組みを行った。

事業内容

1 地域間同業種等労力支援事業

- ・下刈り等、山を守る施業を想定した、他の圏域における閑散期一定期間以上の出向（派遣）に係る旅費等の支援。
- ・派遣元の選定・調整等は、派遣を受ける事業所が行う。
- ・旅費、居住費に係る経費の1/2（上限100千円/人）を助成。

【事業費】242千円（全額譲与税）

【実績】受入3名（延べ55日間）

2 労働環境改革支援事業

- ・機械で担うことが困難な下刈り等現場の作業員において、特に夏場（7～10月）の過酷な労働環境を要因とした離職が顕著であるため、その改善を目的として、早朝作業の推進を目的に、時間外賃金に係る割増分の相当額を助成した。
- ・使途は、空調服等、熱中症対策に資する資材等の購入費。

【事業費】816千円（全額譲与税）

【実績】環境改善対象労働者数45名



（事業1：夏場の施業（下刈り））

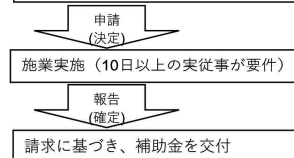


（事業2：熱中症対策資材（空調服））

事業スキーム

- 1 地域間同業種等労力支援事業

- 出向受入を希望する市内林業事業者
 - ・下刈等、山を守る作業に限定
 - ・出向作業員の選定・調整等は、補助申請事業者が実施（産業雇用安定センター等の活用可）

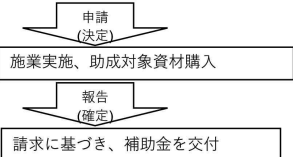


工夫・留意した点

- ・労働力不足は、多くの他業種でも同様に抱える課題であり、同圏域内で就業斡旋するだけでは根本的な解決には至りにくい。
- ・そこで、他圏域からの担い手の確保対策や、環境改善対策を行い、不足する労働力を補う取組みとした。
- ・構築にあたって、補助金額りとならないことを意識し、林業事業者が主体的に取組む制度とした。

- 2 労働環境改革支援事業

- 森林整備を行う市内林業事業者
 - ・夏場の下刈り等作業に限定
 - ・時間外賃金割増相当分を積算した額を助成し、労働環境改善に資する資材（空調服、身体冷却シート、経口保水液等）の購入費に充当



基礎データ

①令和元年度譲与額	38,471千円
②私有林人工林面積（※1）	14,266ha
③林野率（※2）	79.0%
④人口（※3）	54,090人
⑤林業就業者数（※4）	162人

※1：「森林資源現況調査（林野庁、H29.3.31現在）」

※2：「2015農林業センサス」

※3、4：「H27年国勢調査」

94

(3) 木材利用の推進

自治体間連携 東京都 新宿区（自治体間連携によるカーボン・オフセット事業）

- ▶ 新宿区では、長野県伊那市、群馬県沼田市、東京都あきる野市に開設した3つの「新宿の森」で森林整備を行い、温室効果ガスである二酸化炭素（CO₂）の吸収を促進させ、区が排出するCO₂と相殺するカーボン・オフセット事業に取り組む方針。
- ▶ 令和元年度においては、以下の取組により、346.85t-CO₂のカーボン・オフセットを実施した。
 - ・各市と連携し、「新宿の森」のうち約40haの森林整備を行った。
 - ・「新宿の森」が所在する各都県へCO₂吸収量の認証を申請し、346.85t-CO₂の認証を受けた。

事業内容

自治体間連携によるカーボン・オフセット事業

友好提携を結んでいる長野県伊那市をはじめとする3市と連携し森林を整備することで、区が排出するCO₂と相殺するカーボン・オフセット事業に取り組んだ。

【事業費】21,388千円（うち譲与税12,803千円）

【実績】長野県伊那市

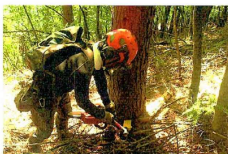
- ・間伐 26.18ha、路網整備 404m
- ・CO₂吸収量 244.2t-CO₂（複数年認証分を含む）

群馬県沼田市

- ・下草刈り 12.03ha
- ・CO₂吸収量 82.6t-CO₂

東京都あきる野市

- ・除伐 1.1ha、根払い及びシカ害防止ネット巻き 0.16ha
- ・CO₂吸収量 20.05t-CO₂

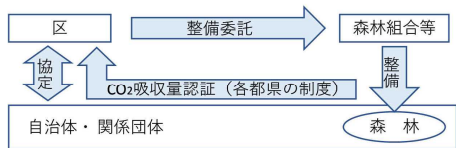


（間伐作業＜長野県伊那市＞）



（間伐材搬出＜長野県伊那市＞）

事業スキーム



工夫・留意した点

- ・計画的な事業実施のために、相手先自治体・関係団体と緊密に連携していく必要がある。令和元年度は群馬県沼田市と協議の上、令和7年3月末までの新たな協定を締結した。
- ・森林整備に関する技術的専門性を確保するため、職員による管理・監督に加え、専門業者への監督補助業務委託も活用し、適正な事業実施に努めた。

基礎データ

①令和元年度譲与額	13,493千円
②私有林人工林面積（※1）	0ha
③林野率（※2）	0.0%
④人口（※3）	333,560人
⑤林業就業者数（※4）	18人

※1：「森林資源現況調査（林野庁、H29.3.31現在）」

※2：「2015農林業センサス」 ※3、4：「H27年国勢調査」

99

木材利用・普及啓発

宮崎県 美郷町（流域産材を利用した公共図書館書架等の整備）

- ▶ 本町は宮崎県の北西山間部に位置し、九州山地の一部を形成する山岳を水源とする小丸川、耳川、五十鈴川がそれぞれ町を東西に流れている。総面積44,884haのうち約92%を森林が占めており、古くから林業の盛んな地域で、山と水の恩恵を受けてきた地域である。
- ▶ 本町では、幼少期から木材に慣れ親しむ環境「木育」を推進する中に、生涯にわたる木材利用の促進に取り組んでおり、森林環境譲与税の一部を「森林環境教育」に充てていく方針。
- ▶ 「木育」の具体的な取り組みの一つとして、流域産材による木製の棚、書架、机、椅子を作成し町立図書館に配置し、木の香りや温もりを感じる落ち着いた空間・環境が整備された。

事業内容

1 公共施設の木質化事業

- ・公共施設（図書館）リニューアルに合わせて書架等の備品や施設付帯設備の木質化を実施。

【事業費】4,499千円（うち譲与税4,480千円）

【実績】木材使用量 2.68m³

2 森林体験活動事業

- ・町内の小中学生を対象に、「新図書館で使われる木を見に行こうツアー（美郷林業学園）」①立木、伐採現場の見学→②木材加工センター見学→③県林業技術センター見学→④ブックスタンド作成→⑤振り返りを行った。
- ※参加者の感想「今日一日を通して、木がどんなふうに着ち、どんなところに使われているのが分かりました。また、どのように加工をしているのかも分かりました。」「切りくず等も捨てないで、それで楽しく遊べるおもちゃができていてすごいなあと思いました。木をもっと利用できるような木を大切にしたいです。」

【事業費】0千円（書架作成委託業者の協力）

【実績】参加者16人



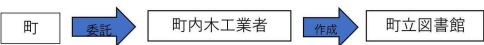
（事業1：公共施設の木質化）



（事業2：森林体験活動事業）

事業スキーム

1 公共施設の木質化事業



工夫・留意した点

- ・美郷町に沿って流れる耳川流域の産材を活用し、生涯学習の拠点施設である図書館に木製書架等を配置したほか、町内児童生徒を対象に、立木見学後に木製ブックスタンドを作成する森林体験活動を実施し、木材の利用と森林整備の結びつきを学習した。
- ・複数回開催した図書館の内覧会で得られた意見を基に、今後も施設のさらなる木質化及び木育環境の整備と充実に努める。

基礎データ

①令和元年度譲与額	44,136千円
②私有林人工林面積（※1）	18,564ha
③林野率（※2）	92.2%
④人口（※3）	5,480人
⑤林業就業者数（※4）	247人

※1：「森林資源現況調査（林野庁、H29.3.31現在）」

※2：「2015農林業センサス」 ※3、4：「H27年国勢調査」

124

(4) 普及啓発

木材利用・普及啓発

福井県 福井市（イベントでの木材利用による普及啓発）

福井市では、森林の持つ多面的機能によりさまざまな恩恵を受けているにもかかわらず、その恩恵が理解されていないことから、森林環境譲与税を活用し、森林の果たす役割や森林整備の必要性などについて普及啓発を図る方針。

令和元年度においては、以下の取組により、木材利用の普及啓発活動を行った。

- YOSAKOIイッチョライ、朝倉トレイルラン、福井市農林水産奨励賞、木のおもちゃ博など多くの市民、県民、県外客が集まるイベントにおいて、木材を使用し、アンケート調査を行った。
- 令和2年度においては、アンケート結果等をもとに、木材利用の課題の検討・解決を図り、木材利用の拡大を図る。

事業内容

事業スキーム

1 木材産業競争力強化対策事業

- 木材利用の普及・啓発を図るため、大規模なイベントにおけるトロフィーや賞状に木材を使用することで、木材に親しみ木材製品の良さを伝える。

【事業費】 294千円（全額譲与税）

【実績】 木製トロフィー・木製賞状・イベント消耗品

YOSAKOIイッチョライ集客数53,000人

朝倉トレイルラン参加者681人

木のおもちゃ博ワークショップ参加者756人

1 木材競争力強化対策事業

市 → 木製品の利用 → イベント → 木材の良さを伝える → 普及・啓発（市民等）

【工夫・留意した点】

- イベント時にアンケート調査を行い、合計349名から回答があった。そのうち228名（65%）が木製のトロフィーが良いと回答し、340名（97%）が住まいや生活空間へ木材を利用したいと回答があり、参加者の木材に対する関心の深さを知ることができた

◇ 基礎データ

①令和元年度譲与額	38,592千円
②私有林人工林面積（※1）	17,460ha
③林野率（※2）	59.5%
④人口（※3）	265,904人
⑤林業就業者数（※4）	175人

※1：「森林資源現況調査（林野庁、H29.3.31現在）」
※2：「2015農林業センサス」 ※3、4：「H27年国勢調査」



（事業1：トロフィーの様子）



（事業2：イベントの様子）

113

自治体間連携

徳島県 那賀町・北島町（協定締結による林業体験や相互交流の実施）

那賀町は徳島県の南部に位置し、古くから「木頭杉」の産地として栄え、森林面積は65,958haであり95%を占めている。一方北島町は徳島県の東部に位置し、森林の無い町である。

この両町と「徳島森林づくり推進機構」の3者が「森林環境対策に関する連携協定」を締結し様々な取り組みを推進する。

令和元年度においては、那賀町と北島町の小学生3年生以上（原則）の親子を対象に、那賀町の施設において森林環境教育や木工工作等の体験を実施。

事業内容

事業スキーム

【参考】 協定締結 平成30年7月6日

那賀町、北島町、（公社）徳島森林づくり推進機構の3者で締結

1 那賀町と北島町との連携事業

【事業費】 200千円（うち譲与税200千円）両町予算合計

【実績】 那賀町参加者7名（保護者3名、児童4名）

北島町参加者8名（保護者4名、児童4名）

1 徳島森林づくり推進機構が取り組み内容を両町に提案し、両町の小中学校等に参加を呼びかけ取り組みを実施する。

【工夫・留意した点】

- 面積の95%を山林が占める町の小中学生等住民と、町に森林が無い小中学生等住民が効果的に森林について学ぶことができるよう連携している。

◇ 基礎データ

	那賀町	北島町
①令和元年度譲与額	76,504千円	846千円
②私有林人工林面積（※1）	39,583ha	0ha
③林野率（※2）	94.9%	0.0%
④人口（※3）	8,402人	22,446人
⑤林業就業者数（※4）	178人	0人

※1：「森林資源現況調査（林野庁、H29.3.31現在）」
※2：「2015農林業センサス」 ※3、4：「H27年国勢調査」



（参考：協定締結式）



（事業1：那賀町と北島町との連携事業）

104

『令和 2 年度における森林環境譲与税の取組状況について』
(総務省・林野庁,令和 3 年12月)

はじめに

森林環境税及び森林環境譲与税は、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、創設された。

「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」（以下「法」という。）に基づき、地方団体（都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。））に対し、令和元年度に森林環境譲与税の譲与が始まり、令和 2 年度においては、総額約400億円（市町村340億円、都道府県60億円）が譲与されたところである。

本取組状況は、森林環境譲与税を財源として地方団体が行った取組について、各地方団体における決算の議会への提出・公表（※）にあわせ、実績の速報値として、国が独自に取りまとめたものである。

（※法第34条第 3 項に基づき、地方団体は決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく、森林環境譲与税の使途に関する事項について、インターネット等により公表しなければならない。）

森林環境譲与税の使途について、法第34条の規定により、市町村においては、森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てなければならないとされている。

このため、本取組状況においては、これらの使途に沿って内容を取りまとめた。

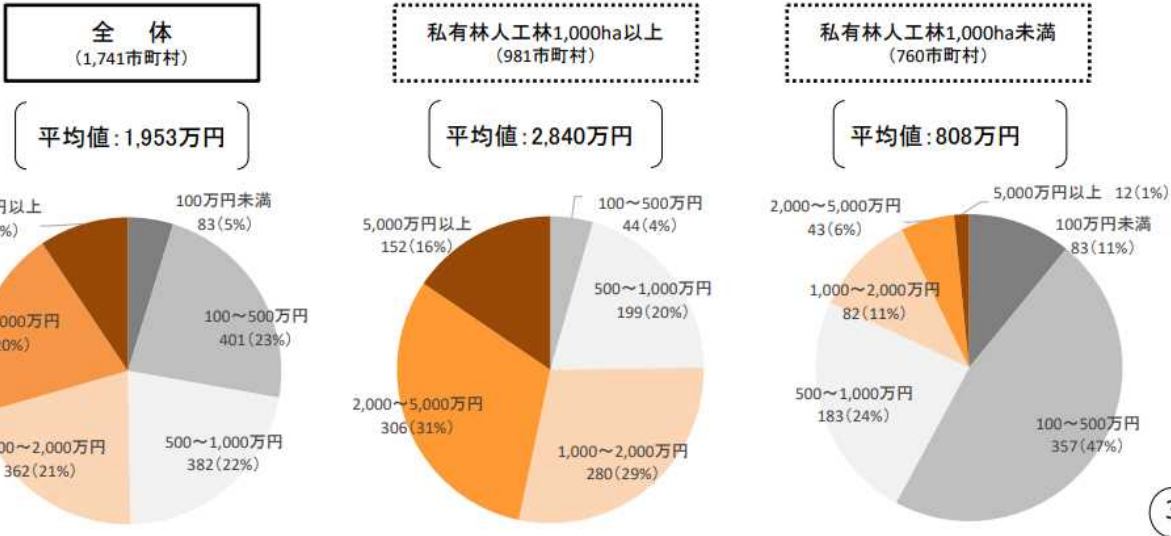
森林環境譲与税の譲与実績(令和2年度分)

(単位:千円)				(単位:千円)			
都道府県	都道府県分	市区町村計	譲与額合計	都道府県	都道府県分	市区町村計	譲与額合計
北海道	460,014	2,606,685	3,066,699	滋賀県	52,912	299,840	352,752
青森県	100,124	567,362	667,486	京都府	104,964	594,796	699,760
岩手県	183,748	1,041,252	1,225,000	大阪府	143,286	811,948	955,234
宮城県	105,378	597,146	702,524	兵庫県	188,188	1,066,412	1,254,600
秋田県	148,848	843,496	992,344	奈良県	121,512	688,563	810,075
山形県	81,406	461,294	542,700	和歌山県	144,192	817,102	961,294
福島県	143,872	815,260	959,132	鳥取県	69,598	394,394	463,992
茨城県	89,636	507,916	597,552	島根県	103,680	587,532	691,212
栃木県	96,084	544,482	640,566	岡山県	117,954	668,408	786,362
群馬県	96,756	548,274	645,030	広島県	127,206	720,850	848,056
埼玉県	134,228	760,596	894,824	山口県	108,206	613,178	721,384
千葉県	116,920	662,519	779,439	徳島県	118,446	671,204	789,650
東京都	216,057	1,224,325	1,440,382	香川県	23,736	134,496	158,232
神奈川県	146,026	827,485	973,511	愛媛県	141,702	802,993	944,695
新潟県	106,342	602,610	708,952	高知県	213,524	1,209,996	1,423,520
富山県	39,208	222,182	261,390	福岡県	136,286	772,260	908,546
石川県	63,494	359,810	423,304	佐賀県	42,002	238,012	280,014
福井県	66,922	379,227	446,149	長崎県	60,528	342,993	403,521
山梨県	62,254	352,772	415,026	熊本県	163,574	926,917	1,090,491
長野県	185,794	1,052,805	1,238,599	大分県	136,856	775,534	912,390
岐阜県	205,052	1,161,986	1,367,038	宮崎県	173,016	980,437	1,153,453
静岡県	179,950	1,019,730	1,199,680	鹿児島県	132,484	750,733	883,217
愛知県	179,636	1,017,926	1,197,562	沖縄県	25,110	142,256	167,366
三重県	143,290	811,993	955,283	合計	6,000,001	33,999,987	39,999,988

出典 『令和 2 年度における森林環境譲与税の取組状況について』（総務省・林野庁,令和 3 年12月）

森林環境譲与税の譲与額の状況(市町村分)

- 令和2年度の森林環境譲与税の譲与額の金額規模の状況については以下のとおりです。
- ・市町村全体では、
平均値が1,953万円（2,000万円以上が3割、500～2,000万円が4割、500万円未満が3割）。
 - ・私有林人工林が1千ha以上の市町村（私有林人工林全体の97%を占めている）では、
平均値が2,840万円（2,000万円以上が5割）。
 - ・私有林人工林が1千ha未満の市町村では、平均値が808万円（500万円未満の市町村が6割）。

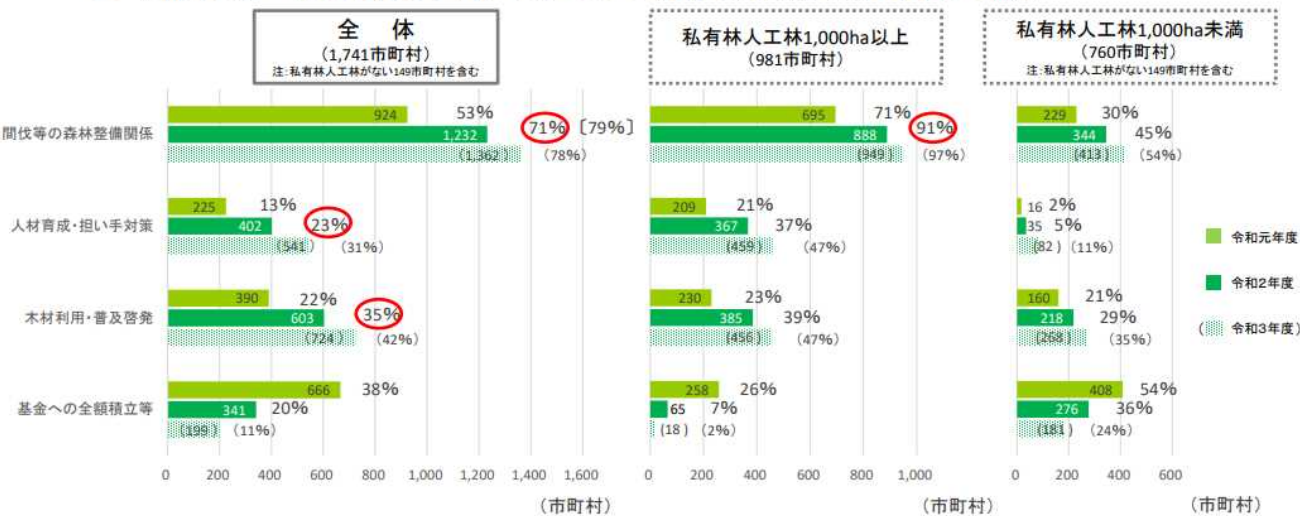


3

森林環境譲与税の使途について(市町村分)

- ・令和2年度に間伐等の森林整備関係に取り組んだ市町村数は全体の71%、人材育成は23%、木材利用・普及啓発は35%となっており、令和元年度と比較すると、森林整備関係の取組を中心として、取組市町村数は増加しています。
- ・特に、私有林人工林が1千ha以上の市町村では、森林整備関係へ取り組む割合は91%と高くなっています。
- ・基金への全額積立の市町村については、令和元年度と比べて減少し、全体で20%となっています。

■ 令和元年度・2年度の実績及び令和3年度の見込み(総務省・林野庁調べ、1,741市町村から回答)



※グラフ内の実数は市町村数。割合は、上枠の【】内の市町村数に対するものを表示。項目は複数選択可。

※【】内の割合は、私有林人工林がある市町村数(1,592)に対するものを表示。

※令和3年度分は、使途の検討状況の聞き取りに基づく見込みの数値。また、私有林人工林面積による市町村の区分は、農林業センサス2020の数値に基づく。

4

出典 『令和2年度における森林環境譲与税の取組状況について』(総務省・林野庁,令和3年12月)

-43-

曾於市森林環境譲与税事業実施計画

令和4年3月 策定

発 行：曾於市

お問い合わせ先：農林振興課

〒899-8692 鹿児島県曾於市末吉町二之方1980番地

TEL 0986-76-8808

FAX 0986-76-7285

